第113期

定時株主総会
招集ご通知

証券コード：8527

あい、ふれあい、きずきあい
愛知銀行

日　時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時 (受付開始：午前9時)

場　所

名古屋市中区栄三丁目14番12号
株式会社 愛知銀行
本店8階ホール

インターネットまたは書面による議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時30分

【お土産配布の取りやめについて】
株主総会にご出席くださる株主さまとご出席がむずかしい株主さまの公平性等を勘案し、株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

ご来場自粛のお願い(入場制限)

本定時株主総会はインターネットによるライブ配信を行います。新型コロナウイルス感染拡大防止のため当日のご来場は可能な限りお控えいただき、配信をご視聴いただきますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご用意できる席数に限りがあります。そのため、当日のご来場は事前参加申込(先着順)とさせていただきます。ご来場を希望される株主さまにおかれましては、「当日ご来場の事前参加申込(先着順)についてのご案内」をご覧いただき事前の参加申込手続きをお願い申しあげます。定員数内にご先着された株主さま以外はご入場いただけませんので、ご了承ください。

詳細は、本招集ご通知7頁から10頁をご覧ください。

経営理念・行是

経営理念

地域社会からの信頼を大切にし、
地域社会の繁栄に貢献します

行 是

1. 堅実経営に徹し、銀行の発展をとおして地域社会の繁栄に貢献します
2. コンプライアンスを重視し、地域社会との心のふれあいをとおして信頼される銀行を目指します
3. 個人や中小企業のお客さまの良きパートナーとして頼りにされる銀行を目指します
4. お客さま本位の良質な金融商品・サービスの提供に努めます
5. 健全経営のため、効率的な業務運営と組織の活性化に努めるとともに生産性の向上をはかります

目 次

第113期定時株主総会招集ご通知…… 3
議決権行使についてのご案内…… 5
インターネットによるライブ配信についてのご案内…… 7
事前のご質問の受付についてのご案内…… 8
当日ご来場の事前参加申込(先着順)についてのご案内…… 9

【株主総会参考書類】
第１号議案　剰余金の処分の件…… 11
第２号議案　株式会社中京銀行との株式移転計画承認の件…… 12
1.株式移転を行う理由…… 12
2.株式移転計画の内容の概要…… 13
3.会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項…… 28
4.会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項…… 38
5.中京銀行に関する事項…… 40
6.当行において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容…… 41
7.株式移転設立完全親会社の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項…… 42
8.共同持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項…… 48
9.共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項…… 55
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件…… 56
第4号議案　監査等委員である取締役6名選任の件…… 61
【添付書類】
第113期事業報告…… 72
計算書類…… 92
連結計算書類…… 94
監査報告…… 97

ごあいさつ

株主のみなさまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
第113期定時株主総会を６月24日（金曜日）に開催いたします。
招集ご通知をお届けするにあたり、一言ご挨拶申しあげます。
まずは、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられたみなさまに、心からお見舞い申しあげます。感染収束が見通せない中、アフター（ウィズ）・コロナで大変厳しい状況にあるお客さまの最上のパートナーとして、役職員一同、地域のみなさまのご相談にお応えできるよう、精一杯努力してまいります。

さて、本年４月よりスタートいたしました「第12次中期経営計画」では、基本戦略として「課題解決力とチャネル強化（営業戦略）」、「経営の効率化と適正化（基盤戦略）」「企業文化改革と人財育成（人財戦略）」の３つを掲げ、「地域へ信頼と最良の金融サービスを提供し、地域とともに成長し続ける価値創造リーディングバンク」を目指してまいります。

また、さらなる「攻めの経営」を実践するため、当行は2021年12月10日に株式会社中京銀行と『経営統合に関する基本合意書』を締結し、本年10月の持株会社設立に向けて準備を進めており、あらゆるステークホルダーからの期待にお応えできる取組を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援、お引き立てを賜りますよう、心からお願い申しあげます。

2022年６月

取締役頭取　伊藤 行記

証券コード　8527
2022年６月７日

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目14番12号
株式会社 愛知銀行
取締役頭取　伊　藤　行　記

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによって議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

当日ご来場の場合は、株主さまによる事前参加申込（先着順）とさせていただきます。

議決権の行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（５頁～６頁）をご高覧いただき、2022年６月23日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時	2022年６月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
２．場　　所	名古屋市中区栄三丁目14番12号 株式会社　愛知銀行　本店８階ホール
３．株主総会の目的事項	
報 告 事 項	１．第113期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 ２．第113期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項	
第１号議案	剰余金の処分の件
第２号議案	株式会社中京銀行との株式移転計画承認の件
第３号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第４号議案	監査等委員である取締役６名選任の件

以　上

インターネットによる開示事項について

■次の事項につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保する体制」
② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
④ 株主総会参考書類の第２号議案株式会社中京銀行との株式移転計画承認の件の記載すべき事項のうち、他の株式移転完全子会社（株式会社中京銀行）の最終事業年度における上記①から③までの事項

■株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。

当行ウェブサイト	https://www.aichibank.co.jp/

株主総会へのご出席にあたって

■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

■代理人による議決権の行使につきましては、当行の議決権を有する他の株主１名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

■駐車場のご用意ができかねますので、株主さまにおかれましては、ご出席の際には公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

＜ 株主さまへのお願い ＞

■新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ソーシャルディスタンスを確保する必要から、ご用意できる席数に限りがあります。そのため、当日のご来場は事前参加申込(先着順)とさせていただきます。
また、株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子を傍聴いただけるよう、本年の定時株主総会はインターネットによるライブ配信を行います。
株主総会へのご来場をお控えいただき、インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使をお願い申しあげます。

＜ ご来場される株主さまへのお願い ＞

■ご来場の株主さまにおかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申しあげます。

■会場受付にて非接触型体温計による検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱が確認された方、体調不良と思われる方はご入場をお断りさせていただく場合がございます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合　※本年は事前参加申込（先着順）としています。

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時　2022年 6 月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

場所　株式会社　愛知銀行　本店８階ホール

（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2022年 6 月23日（木曜日）午後５時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

https://evote.tr.mufg.jp/

にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限　2022年 6 月23日（木曜日）午後５時30分まで

詳細は次ページをご覧ください。

重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

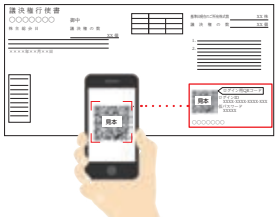

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

3 新しいパスワードを登録する

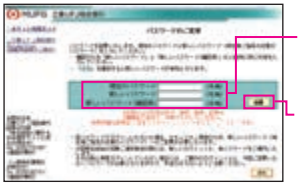

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル 0120-173-027（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまへ
株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによるライブ配信についてのご案内

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

■配信日時

2022年６月24日（金曜日）　午前10時～株主総会終了時刻まで

※天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。ライブ配信に関して変更が生じる場合には当行ホームページにてお知らせ申しあげます。

※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

■推奨環境

本サイトの推奨環境は、以下URLに記載しております。事前にご確認ください。なお、Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。

https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf

■閲覧方法について

＜＜同封の議決権行使書裏面（イメージ）＞＞

❶株主さまログイン画面で必要となる「ログインID」および「パスワード」をあらかじめご用意ください。

❷株主総会オンラインサイト（Engagement Portal）にアクセスしてください。

❸「ログインID」と「パスワード」を入力してログイン後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【インターネット参加にかかるご留意事項】
インターネット参加によりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票をお願いいたします。
インターネットからの株主総会へのご参加は、株主さま本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。

同封の議決権行使書を紛失された場合、10頁に記載のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。
ただし、株主総会開催日の約１週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

事前のご質問の受付についてのご案内

■受付期間
本招集通知到着時～2022年６月17日（金曜日）17時30分

■受付方法
URL：https://engagement-portal.tr.mufg.jp/
＊「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です
上記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。
株主さま認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、招集通知に同封されている議決権行使書裏面に記載されております。
なお、議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。
ログイン後、「事前質問」ボタンをクリックしてください。
ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

■推奨環境
本サイトの推奨環境は、以下URLに記載しております。事前にご確認ください。なお、Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。
https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf

【事前質問ご留意事項】

ご質問は本総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
ご質問は原則として、お一人様につき１問としたくご協力をお願い申しあげます。
株主さまよりいただきましたご質問のうち、特に株主さまのご関心が高いと思われ、且つ当行が回答可能である内容を本総会当日にご回答させていただく予定です。なお、ご回答できなかったご質問は、今後のご参考とさせていただきます。
ご質問に対して必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答できなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
ご利用いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。

当日ご来場の事前参加申込（先着順）についてのご案内

会場における定員数に限りがあるため、会場での参加をご希望される株主さまは、以下の内容をご確認の上、事前参加申込手続きをお願い申しあげます。

■受付期間

本招集通知到着時～2022年６月17日（金曜日）17時30分

■受付人数

事前参加申込は先着順とさせていただきます。定員は60名となります。定員に達した時点で締切とさせていただきます。結果に関わらず2022年６月20日頃にメールでご案内いたします。

■受付方法

URL：https://engagement-portal.tr.mufg.jp/　＊「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です

上記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。
株主さま認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、招集通知に同封されている議決権行使書裏面に記載されております。
なお、議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。
ログイン後、「事前参加申込」ボタンをクリックしてください。
必要事項を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

■推奨環境
本サイトの推奨環境は、以下URLに記載しております。事前にご確認ください。なお、Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。
https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf

■会場への入場方法
会場の受付にてご本人様確認をさせていただきます。議決権行使書と、事前参加申込（先着順）の結果が確認できるもの（先着結果のメール内容が確認できるスマートフォンや先着結果メールのプリントアウト）をお持ちください。

【事前参加申込ご留意事項】
会場にご参加いただける株主さまは、事前にお申込みをされ、定員数内にご先着された株主さまのみとなります。該当の株主さまご本人以外はご入場いただくことができません。
ご利用いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。

株主総会 オンラインサイトに関する お問合せ先	TEL　0120－676－808　（通話料無料） 三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 （土日祝日等を除く平日９：00～17：00、ただし、株主総会当日は９：00～株主総会終了まで）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、収益基盤の強化に向けた内部留保を確保しつつ、株主還元方針にもとづき、株主のみなさまへ積極的な利益還元を図ることといたします。

１．期末配当に関する事項

第113期の期末配当につきましては、業績及び将来の経営環境を総合的に勘案し、普通配当として１株につき金220円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、１株につき金310円（普通配当金310円）となります。

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式１株につき金220円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、2,368,754,960円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2022年６月27日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　6,000,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　6,000,000,000円

第２号議案　株式会社中京銀行との株式移転計画承認の件

株式会社愛知銀行（以下「当行」といいます。）と株式会社中京銀行（以下「中京銀行」といい、中京銀行と当行を総称して「両行」といいます。）は、2021年12月10日に両行間で締結した基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）に基づき、2022年５月11日に開催したそれぞれの取締役会において、共同株式移転の方式により2022年10月３日をもって両行の完全親会社となる「株式会社あいちフィナンシャルグループ」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、ならびに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、2022年５月11日付で、両行間で経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結するとともに、株式移転計画書（以下「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成いたしました。

また、中京銀行は、2022年５月11日付で、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）との間で、両行の株主総会において本株式移転の実施が承認されること等を前提にして、中京銀行が自己株式の公開買付け（以下「本自己株公開買付け」といいます。）を実施し、三菱UFJ銀行はその保有する中京銀行の普通株式8,534,385株の全てを本自己株公開買付けに応募すること等について定めた自社株公開買付応募契約書（以下「本自社株公開買付応募契約書」といいます。）を締結しております。本株式移転は、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等が得られることならびに三菱UFJ銀行がその保有する中京銀行株式8,534,385株の全てを本自己株公開買付けに応募した上で本自己株公開買付けの決済が適法に完了していること等を前提として行われます。

本議案は、本株式移転計画についてご承認を賜りたく、これを上程させていただくものであります。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

１．株式移転を行う理由

両行は、多種・多様な産業の集積地である愛知県に本店を置く地域金融機関として、その社会的使命を果たしながら、地域の皆さまに支えられることにより確固たる経営基盤を構築してまいりました。

近時では、全国的に環境問題やポストコロナなど、産業構造や社会環境が変化する中、愛知県を中心とした両行の営業圏である東海エリア（以下、「当地区」といいます。）では、事業を営むお客さまの経営課題や、個人のお客さまのライフスタイルの変化等により、お客さまのニーズは高度化・多様化しており、地域金融機関としての使命・役割が増し、ビジネスチャンス拡大のターニングポイントにあると捉えております。また、フィンテック企業などの異業種から金融分

野への参入により競争環境が激しくなってきている一方、それらを競争相手としてだけではなく、それぞれの技術や営業基盤を活かした提携関係を構築し、銀行法の規制緩和を有効に活用するなどして、収益の柱となり得る新たな金融ビジネスを切り拓くことで、持続的な収益基盤を構築するとともに、地域金融機関として地域社会に貢献していくことが求められています。

こうした経営環境及び経営課題を両行が認識し、拡大が見込まれる当地区の肥沃なマーケットにおいて、隣県を含む他の金融機関との競争が激化する中、今後も地域の皆さまの期待に応え続けるためには、永年にわたり当地区で営業基盤を築き上げてきた両行の経営資源や強みを活かし、都市型の金融機関同士の経営統合を実現させ、突出したプレゼンスを発揮することにより競争力を高め、高度な金融サービスを提供し続けることが、両行のステークホルダーの皆さまの発展に貢献するための最適な選択であると判断いたしました。

両行は、本基本合意書に基づき、2022年10月３日を目処とする本株式移転による共同持株会社の設立及び共同持株会社のもとでの将来的な両行の合併を基本方針とする経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）に向け、協議・検討を進めてまいりましたが、2022年５月11日、両行が相互信頼及び対等の精神に則り、本経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

２．株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容の概要は、次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

なお、「株式移転計画書（写）」第6条における別紙2-①-1～別紙3-⑨-2（新株予約権の内容）につきましては、「第113期定時株主総会　株主総会参考書類＜別冊＞（P.25～P.156）」に記載しております。

株式移転計画書（写）

株式会社愛知銀行（以下「甲」という。）及び株式会社中京銀行（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第１条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第７条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第２条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

１．新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　目的

新会社の目的は、別紙１の定款第２条記載のとおりとする。

⑵　商号

新会社の商号は、株式会社あいちフィナンシャルグループとし、英文ではAichi Financial Group，Inc．と表示する。

⑶　本店所在地

新会社の本店の所在地は愛知県名古屋市とし、本店の所在場所は愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号とする。

⑷　発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

２．前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙１の定款記載のとおりとする。

第３条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

１．新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役（代表取締役社長に選定予定）　伊藤　行記
取締役（代表取締役副社長に選定予定）　小林　秀夫
取締役　藏冨　宣彦
取締役　松野　裕泰
取締役　吉川　浩明
取締役　早川　誠
取締役　鈴木　規正
取締役　伊藤　謙二
取締役　瀬林　寿志

２．新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役　加藤　政宏
社外取締役　江本　崇敏
社外取締役　柴田　雄己
社外取締役　村田　知英子
社外取締役　栗本　幸子
社外取締役　我妻　巧

３．新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任あずさ監査法人

第４条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

１．新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時に発行している普通株式数の合計に3.33を乗じた数、及び(ii)乙が基準時に発行している普通株式数の合計に１を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。

2．新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。

⑴　甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式１株に対して新会社の普通株式3.33株

⑵　乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式１株に対して新会社の普通株式１株

3．前二項の計算において、１株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年７月26日法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第５条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

⑴	資本金の額	20,000,000,000円
⑵	資本準備金の額	5,000,000,000円
⑶	利益準備金の額	0円
⑷	資本剰余金の額	会社計算規則第52条第１項に定める株主資本変動額から上記⑴及び⑵の額の合計額を減じて得た額

第６条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

１．新株予約権の交付

⑴　新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑩までの第１欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する甲の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第２欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第１欄		第２欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社愛知銀行 第１回新株予約権	別紙2-①-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第１回新株予約権	別紙2-①-2記載
②	株式会社愛知銀行 第２回新株予約権	別紙2-②-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第２回新株予約権	別紙2-②-2記載
③	株式会社愛知銀行 第３回新株予約権	別紙2-③-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第３回新株予約権	別紙2-③-2記載
④	株式会社愛知銀行 第４回新株予約権	別紙2-④-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第４回新株予約権	別紙2-④-2記載
⑤	株式会社愛知銀行 第５回新株予約権	別紙2-⑤-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第５回新株予約権	別紙2-⑤-2記載
⑥	株式会社愛知銀行 第６回新株予約権	別紙2-⑥-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第６回新株予約権	別紙2-⑥-2記載
⑦	株式会社愛知銀行 第７回新株予約権	別紙2-⑦-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第７回新株予約権	別紙2-⑦-2記載
⑧	株式会社愛知銀行 第８回新株予約権	別紙2-⑧-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第８回新株予約権	別紙2-⑧-2記載
⑨	株式会社愛知銀行 第９回新株予約権	別紙2-⑨-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第９回新株予約権	別紙2-⑨-2記載
⑩	株式会社愛知銀行 第10回新株予約権	別紙2-⑩-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第10回新株予約権	別紙2-⑩-2記載

(2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑨までの第１欄に掲げる乙が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第２欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第１欄		第２欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社中京銀行 第１回新株予約権	別紙3-①-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第11回新株予約権	別紙3-①-2記載
②	株式会社中京銀行 第２回新株予約権	別紙3-②-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第12回新株予約権	別紙3-②-2記載
③	株式会社中京銀行 第３回新株予約権	別紙3-③-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第13回新株予約権	別紙3-③-2記載
④	株式会社中京銀行 第４回新株予約権	別紙3-④-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第14回新株予約権	別紙3-④-2記載
⑤	株式会社中京銀行 第５回新株予約権	別紙3-⑤-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第15回新株予約権	別紙3-⑤-2記載
⑥	株式会社中京銀行 第６回新株予約権	別紙3-⑥-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第16回新株予約権	別紙3-⑥-2記載
⑦	株式会社中京銀行 第７回新株予約権	別紙3-⑦-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第17回新株予約権	別紙3-⑦-2記載
⑧	株式会社中京銀行 第８回新株予約権	別紙3-⑧-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第18回新株予約権	別紙3-⑧-2記載
⑨	株式会社中京銀行 第９回新株予約権	別紙3-⑨-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第19回新株予約権	別紙3-⑨-2記載

2．新株予約権の割当て

⑴　新会社は、本株式移転に際し、基準時における甲の新株予約権者に対し、その所有する前項第⑴号の表①から⑩までの第１欄に掲げる新株予約権１個につき、それぞれ第２欄に掲げる新株予約権１個を割り当てる。

⑵　新会社は、本株式移転に際し、基準時における乙の新株予約権者に対し、その所有する前項第⑵号の表の①から⑨までの第１欄に掲げる新株予約権１個につき、それぞれ第２欄に掲げる新株予約権１個を割り当てる。

第７条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、2022年10月３日とする。但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第８条（株式移転計画承認株主総会）

1．甲は、2022年６月24日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2．乙は、2022年６月24日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

3．本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により、前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第９条（株式上場、株主名簿管理人）

1．新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）のプライム市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」という。）のプレミア市場への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要な手続を行う。

2．甲及び乙は、新会社が発行する普通株式について、東京証券取引所のプライム市場及び名古屋証券取引所のプレミア市場での上場が維持されるよう、相互に協力して必要な手続を行う。

3．新会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

1．甲は、①2022年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式１株あたり220円を限度として、②2022年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式１株あたり150円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。

2．乙は、①2022年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式１株あたり35円を限度として、②2022年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式１株あたり141円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。

3．甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第１項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第12条（会社財産の管理等）

1．甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせる。

2．甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由若しくは事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

第13条（本計画の効力）

本計画は、第８条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等（本株式移転に関する銀行法第52条の17第１項に規定される認可を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第14条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第15条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

2022年５月11日

甲：愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
株式会社　愛知銀行
取締役頭取　　伊藤　行記　　印

乙：愛知県名古屋市中区栄三丁目33番13号
株式会社　中京銀行
取締役頭取　　小林　秀夫　　印

別紙１

株式会社あいちフィナンシャルグループ　定　款

第１章　総　　則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社あいちフィナンシャルグループと称する。英文では、Aichi Financial Group，Inc．と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。
⑴　銀行および銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理
⑵　前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務
⑶　前２号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を名古屋市に置く。

（公告方法）
第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。
２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞および中日新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

（自己株式の取得）
第６条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第７条　当会社の１単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株主の売渡請求）
第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

（単元未満株主の権利制限）
第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
⑴　会社法第189条第２項各号に掲げる権利
⑵　取得請求権付株式の取得を請求する権利
⑶　募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
⑷　前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

（株式取扱規程）
第11条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）
第12条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　株　主　総　会

（招集）
第13条　定時株主総会は毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（招集地）
第14条　当会社の株主総会は、本店所在地およびその隣接地において招集する。

（招集権者および議長）
第15条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）
第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）
第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。
2　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）
第18条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2　会社法第309条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）
第19条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（取締役会の設置）
第20条　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）
第21条　当会社の取締役は、20名以内とする。
2　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、10名以内とする。

（取締役の選任）
第22条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第23条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
３　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第24条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
２　代表取締役は会社を代表する。
３　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第25条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第26条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
２　取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（取締役会の決議の方法）
第27条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第28条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）
第29条　当会社は会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）
第30条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）
第31条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第32条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役との責任限定契約）
第33条　当会社は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の設置）
第34条　当会社は監査等委員会を置く。

（監査等委員会の招集通知）
第35条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
２　監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（監査等委員会の決議の方法）
第36条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）
第37条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規程）
第38条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会　計　監　査　人

（会計監査人の設置）
第39条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）
第40条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第41条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第42条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計　　算

（事業年度）
第43条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（期末配当金）
第44条　当会社は株主総会の決議によって毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）
第45条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金等の除斥期間）
第46条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満５年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
２　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則
（最初の事業年度）
第１条　第43条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2023年３月31日までとする。

（最初の取締役の報酬等）
第２条　第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は年額260百万円以内とする。
２　第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員の報酬等の総額は年額90百万円以内とする。

（本附則の削除）
第３条　本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以上

３．会社法第773条第１項第５号及び第６号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

⑴　株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

両行は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両行のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当であると判断いたしました。

①　本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	当行	中京銀行
株式移転比率	3.33	1

（注１）株式の割当比率

当行の普通株式１株に対して、共同持株会社の普通株式3.33株を、中京銀行の普通株式１株に対して、共同持株会社の普通株式１株を割当交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定です。上記の株式移転比率は、第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の市場株価、財務の状況、将来の見通し、本株式移転に先立ち実施される本自己株公開買付け、2022年５月11日に両行が「株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の共同持株会社設立（共同株式移転）に関する最終契約締結及び株式移転計画書の作成並びに剰余金の配当（特別配当）について」において公表した中京銀行の一般株主の皆様への株主還元策である中京銀行株式１株あたり141円（源泉徴収税額控除前、以下同じとします。）の剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）等の要因を総合的に勘案した上で決定されたものです。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に

１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。
なお、上記株式移転比率は、本経営統合契約書の締結後、本株式移転の効力発生日までの間において、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合等においては、両行で協議のうえ、変更することがあります。

（注２）共同持株会社が交付する新株式数（予定）
普通株式：49,094,859株
上記は、当行の2022年３月31日時点における普通株式の発行済株式総数（10,943,240株）及び中京銀行の2022年３月31日時点における普通株式の発行済株式総数（21,780,058株）を前提として算出しております。但し、中京銀行は本自己株公開買付けにより三菱UFJ銀行が保有する普通株式8,534,385株を自己株式として取得する予定であること、及び、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれが所有する自己株式の全部を消却する予定であることに鑑み、当行の2022年３月31日時点における自己株式数（176,172株）並びに中京銀行の2022年３月31日時点における自己株式数（5,150株）及び中京銀行が本自己株公開買付けにより取得する予定である三菱UFJ銀行が保有する普通株式8,534,385株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本自己株公開買付けの結果、当行又は中京銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の2022年３月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

（注３）単元未満株式の取扱い
本株式移転により、１単元（100株）未満の共同持株会社の普通株式（以下、「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）及びその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第１項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第１項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能とする予定です。

⑵　本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

①　割当ての内容の根拠及び理由

両行は、2021年12月10日付で経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意し、本株式移転の効力発生日を2022年10月３日（予定）として本経営統合を行うことに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

当行は、下記④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、当行の第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるみずほ証券から2022年５月10日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記⑴ ①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

他方、中京銀行は、下記④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、中京銀行の第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関である野村證券から2022年５月10日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記⑴ ①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の市場株価、財務の状況、将来の見通し、本株式移転に先立ち実施される本自己株公開買付け、本特別配当等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両行は、最終的に上記⑴ ①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率が妥当であるという判断に至り、2022年５月11日に開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

②　算定に関する事項

ア　算定機関の名称及び両行との関係

当行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるみずほ証券及び中京銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である野村證券は、いずれも当行及び中京銀行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ　算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当行はみずほ証券を第三者算定機関として選定し、中京銀行は野村證券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

みずほ証券は、両行の株式移転比率について、本自己株公開買付け及び本特別配当の影響を勘案した上で、両行が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、更に、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属するキャッシュフローを資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「ＤＤＭ法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、中京銀行の普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式を１株割り当てる場合に、当行の普通株式１株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	2.80～2.89
2	類似企業比較法	2.55～3.72
3	ＤＤＭ法	2.72～4.65

なお、市場株価基準法では、2022年５月10日（以下、「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値及び基準日までの１週間、１ヶ月間、３ヶ月間の各株価終値平均に基づき算定いたしました。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び公開情報を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への依頼も行っておりません。みずほ証券の株式移転比率の算定は、2022年５月10日までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。なお、みずほ証券がＤＤＭ法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

野村證券は、両行の株式移転比率について、本自己株公開買付け及び本特別配当の影響を勘案した上で、両行がそれぞれ東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるＤＤＭ法を、それぞれ採用して算定を行いました。各評価手法における中京銀行の普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式を１株割り当てる場合に、当行の普通株式１株に割り当てる共同持株会社株式数の算定結果は、以下のとおりです。

	採用手法	株式移転比率の算定結果
1	市場株価平均法	2.64～3.34
2	類似会社比較法	3.63～7.06
3	ＤＤＭ法	3.10～3.67

なお、市場株価平均法においては、基本合意書の締結に関する観測報道がなされた日である2021年12月２日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、両行の東京証券取引所プライム市場における基準日①の終値、基準日①から遡る５営業日、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を、並びに2022年５月10日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、両行の東京証券取引所プライム市場における基準日②の終値、基準日②から遡る５営業日、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用しております。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に両行から提供された一切の情報が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両行及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率の算定は、2022年５月10日現在までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の各々の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

野村證券がＤＤＭ法の評価の基礎とした両行の将来の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

③　共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両行は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に新規上場申請を行う予定です。上場日は、2022年10月３日を予定しております。

また、両行は、本株式移転により共同持株会社の子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2022年９月29日にそれぞれ東京証券取引所及び名古屋証券取引所を上場廃止となる予定です。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両行の上場廃止日につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

④　公正性を担保するための措置

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア　独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記①「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。当行は、第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び意見を参考として中京銀行と交渉・協議を行い、上記⑴ ①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2022年５月11日に開催された取締役会において決議いたしました。

また、当行はみずほ証券から2022年５月10日付にて、本株式移転における株式移転比率は、当行にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。みずほ証券のフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等については別添をご参照ください。

イ　独立した法律事務所からの助言

当行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、当行の意思決定の方法、過程その他の本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

他方、中京銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア　独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

中京銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記①「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関として野村證券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。中京銀行は、第三者算定機関である野村證券の分析及び意見を参考として当行と交渉・協議を行い、上記⑴ ①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2022年５月11日に開催された取締役会において決議いたしました。

また、中京銀行は野村證券から2022年５月10日付にて、本株式移転における株式移転比率は、中京銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

イ　独立した法律事務所からの助言

中京銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、中京銀行の意思決定の方法、過程その他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

⑤　利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、当行と中京銀行との間には特段の利益相反関係は存しないことから、両行は、特別な措置は講じておりません。

⑶　共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

両行は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

①	資本金の額	20,000,000,000円
②	資本準備金の額	5,000,000,000円
③	利益準備金の額	0円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、両行が協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

別添：みずほ証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等

みずほ証券は、2022年５月10日に愛知銀行及び中京銀行で合意された株式移転比率（以下、「本株式移転比率」といいます。）が、愛知銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下、「本書」といいます。）を出状しておりますが、その出状にあたっては、以下の点を前提条件としております。

みずほ証券は、本書における意見表明にあたり、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び各行からみずほ証券に提供され、又はみずほ証券が各行と協議した財務その他の情報で本書における分析の実質的な根拠となった情報（以下、「本件情報」といいます。）の全てが、正確かつ完全であることに依拠し、それを前提としております。みずほ証券は、本件情報の正確性若しくは完全性につき独自に検証は行っておらず、また、これらを独自に検証する義務を負いません。従って、本書で表明される結論は、本件情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は本書交付時点で開示されていない事実や状況若しくは本書交付時点以降に発生した事実や状況（本書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含む。）があった場合には、異なる可能性があります。なお、みずほ証券は愛知銀行の経営陣が、各行からみずほ証券に提供され、又はみずほ証券が愛知銀行と協議した財務その他の情報について、不完全若しくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。

みずほ証券が提供を受けた財務予測その他の将来に関する情報（将来の収益及び費用に関する予想、費用節減の見通し並びに各行の事業計画を含みます。）については、各行及び各行の関係会社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、各行の経営陣によって合理的に準備、作成されたことを前提とし、かつ、みずほ証券は、かかる財務予測及び事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの財務予測及び事業計画に依拠し、本書で言及される分析若しくは予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明しておりません。なお、本株式移転による両行のシナジー効果については、みずほ証券は本書の交付時点において意見表明に重要な影響を及ぼす可能性を定量的に評価できる事項は認識しておらず、本書における検討ではこれを盛り込んでおりません。

本書作成にあたってみずほ証券が要求した情報のうち、各行から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供若しくは開示を受けたもののそれが各行の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものについては、みずほ証券は、愛知銀行の同意の下で、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いています。みずほ証券のかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、評価結果が異なる可能性があります。

本株式移転は、日本の法人税法上、両行につき課税されない取引であること、及び本株式移転に関するその他の課税関係が本株式移転比率に影響を及ぼさないことを前提としています。また、みずほ証券は、独自に検証を行うことなく、本株式移転が適時に完了すること、並びに両行又は本株式移転で期待される利益に何らの悪影響を及ぼすことなく、本株式移転の完了に必要なすべての重要な、政府、規制当局その他の同意及び承認（法令又は契約に基づくものであるか否かを問わない。）を得ることができること、また、かかる同意及び承認の内容が本株式移転比率

に影響を及ぼさないこと、各行に対し規制当局その他により発令若しくは課された命令、措置その他の処分がある場合には、各行から開示を受けたものを除き、それが各行の今後の業績に与える影響が存在しないか、又は今後も発生しないことを前提としています。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、両行の外部専門家が行った評価に依拠しております。

また、みずほ証券は、各行又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含む。）又は引当につき独自に評価・査定を行っておらず、その会計上・税務上の評価額の妥当性ないし会計処理・税務処理の適正性について分析しておらず、いかなる評価、査定又は分析についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、第三者に要求しておりません。みずほ証券は、各行又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、倒産、破産等に関する法律に基づいて各行又はその関係会社の株主資本又は支払能力についての評価を行っておりません。尚、中京銀行が本株式移転に先立ち実施する予定の自社株公開買付けについては、本株式移転の実行時点においてこれが実行されることを前提として、又中京銀行が2022年９月30日を基準日として実施する予定の特別配当が予定通り実行されることを前提として価値算定を行っております。

各行並びにその関係会社のいずれも、本株式移転比率に重大な影響を及ぼすような契約、合意その他一切の書面を過去に締結しておらず、かつこのような決定を行っていないこと、また、将来も締結若しくは決定を行わないこと、及び本株式移転の実行により、将来、各行又はその関係会社が当事者として拘束される重要な合意に違反することとならず、かつ、かかる重要な合意を解除する権利又はかかる合意に基づき不履行を宣言し若しくは救済手段を行使する権利を生じさせないことを前提としています。みずほ証券は、本件情報において開示を受けたものを除き、各行及びその関係会社の訴訟若しくは紛争その他に関する偶発債務又は環境、税務若しくは知的財産権等に関する簿外債務は存在しないこと、並びに各行の事業に関する現在の保険加入額が事業運営上十分であることを前提としています。

本書は、本書の日付現在存在し、評価できる財務、経済、市場その他の状況を前提としており、かつ、本書の日付現在みずほ証券が入手している情報に依拠しています。なお、本書の日付現在みずほ証券が入手している情報若しくはかかる情報に潜在的に含まれている事実についても、本書の日付現在においてかかる情報・事実が各行の株式価値に及ぼす影響が必ずしも明らかではないものについては、みずほ証券は検討の対象としていません。また、現在及び将来において、各行が現在想定している事業・財務等の見通しに著しく影響を与える可能性のある技術革新、その他の事象は存在しないことを前提としています。従って、本書の日付以降に本書における検討の前提とした事実に変更若しくは影響が発生した場合、又は前記のような潜在的な事実が判明したことによる株式価値への影響が明らかになった場合等において、みずほ証券の意見が影響を受ける可能性がありますが、みずほ証券は本書を変更、更新、補足又は再確認する責任を一切負いません。

みずほ証券は、本株式移転に関連し愛知銀行のフィナンシャル・アドバイザーとして、そのサービスの対価である手数料（本株式移転の完了を条件とする成功報酬を含みます。）を愛知銀行から受領する予定です。みずほ証券及びその関係会社には、過去に愛知銀行並びに愛知銀行の関係会社に対してフィナンシャル・アドバイス、資金調達等に関するサービスを提供し、その対価

として手数料を受取っているものがあります。愛知銀行は、本書の提出に関連するものを含め、みずほ証券の関与によりみずほ証券に生じる一定の債務について、みずほ証券に対し補償することに合意しています。さらに、通常の業務過程において、又は、本株式移転に関連して、みずほ証券及びみずほ証券を構成員とするみずほフィナンシャルグループ各社は、自己の勘定又は顧客の勘定で、両行のいずれか又はその関係会社の発行する一定の株式、債券その他の証券を含む各種の金融商品を引き受け、保有し又は売却することがあり、随時これらの金融商品のポジションを保有する可能性、並びに両行のいずれか若しくはその関係会社又はこれらの会社の発行する各種の金融商品に係るデリバティブ取引を行う可能性があります。また、みずほ証券及びみずほ証券を構成員とするみずほフィナンシャルグループ各社は、通常の業務過程において、又は、本株式移転に関連して両行のいずれか又はその関係会社と融資その他の取引関係を有し、かかる行為について対価を受領する可能性があります。

みずほ証券は、本株式移転を進め、又はこれを実行することの前提となる愛知銀行の経営上の意思決定に関し意見を提出することは要請されておらず、みずほ証券の意見はいかなる面においてもかかる事項を対象としていません。本株式移転比率は、両行間の交渉を経て決定され、愛知銀行の取締役会により承認されるものであり、みずほ証券の意見は、愛知銀行が本株式移転を検討するに際して考慮された多くの要因の一つにすぎません。したがって、愛知銀行の取締役会の本株式移転又は本株式移転比率についての見解を決定付ける要因と捉えることはできません。また、みずほ証券は、本株式移転以外の取引又は本株式移転と他の取引との優劣に関し意見を提出することを依頼されておらず、本書においてかかる意見を表明しておりません。みずほ証券は、愛知銀行又は愛知銀行取締役会に対し、本株式移転に関連して第三者による関心を募るよう勧誘する義務を負っておらず、かつかかる勧誘を行っておりません。

みずほ証券の意見は、本株式移転比率が本書の日付現在の愛知銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当であるか否かに限定されており、愛知銀行の他の種類の証券保有者、債権者その他の関係者にとっての本株式移転比率の妥当性について意見を表明するものではありません。また、愛知銀行普通株主が本株式移転に関し、議決権行使その他の行為をいかに行うべきかについて意見を表明するものではありません。みずほ証券は、本株式移転の形態、ストラクチャー等を含む本株式移転の諸条件（本株式移転比率を除きます。）について意見を表明しておらず、また、両行のいずれかの取締役、執行役員若しくは従業員又はそれらに相当する者に対する、本株式移転に関連する報酬の額若しくはその性質、又はかかる報酬の妥当性に関する意見も表明しておりません。

4．会社法第773条第１項第９号及び第10号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

共同持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑩までの第１欄に掲げる当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権の内容や株式移転比率を踏まえ、それぞれの所有する当行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第２欄に掲げる共同持株会社の新株予約権をそれぞれ交付いたします。これらの事項につきましては、本株式移転後も、当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、第１欄に掲げる当行が発行している各新株予約権の内容と、第２欄に掲げる共同持株会社の各新株予約権の内容とが実質的に同等となるように定められたものであり、相当であると判断しております。なお、当行は、新株予約権付社債を発行しておりません。

	第１欄		第２欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社愛知銀行 第１回新株予約権	別紙2-①-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第１回新株予約権	別紙2-①-2記載
②	株式会社愛知銀行 第２回新株予約権	別紙2-②-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第２回新株予約権	別紙2-②-2記載
③	株式会社愛知銀行 第３回新株予約権	別紙2-③-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第３回新株予約権	別紙2-③-2記載
④	株式会社愛知銀行 第４回新株予約権	別紙2-④-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第４回新株予約権	別紙2-④-2記載
⑤	株式会社愛知銀行 第５回新株予約権	別紙2-⑤-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第５回新株予約権	別紙2-⑤-2記載
⑥	株式会社愛知銀行 第６回新株予約権	別紙2-⑥-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第６回新株予約権	別紙2-⑥-2記載
⑦	株式会社愛知銀行 第７回新株予約権	別紙2-⑦-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第７回新株予約権	別紙2-⑦-2記載
⑧	株式会社愛知銀行 第８回新株予約権	別紙2-⑧-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第８回新株予約権	別紙2-⑧-2記載
⑨	株式会社愛知銀行 第９回新株予約権	別紙2-⑨-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第９回新株予約権	別紙2-⑨-2記載
⑩	株式会社愛知銀行 第10回新株予約権	別紙2-⑩-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第10回新株予約権	別紙2-⑩-2記載

共同持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑨までの第１欄に掲げる中京銀行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権の内容や株式移転比率を踏まえ、それぞれの所有する中京銀行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第２欄に掲げる共同持株会社の新株予約権をそれぞれ交付いたします。これらの事項につきましては、本株式移転後も、中京銀行が発行している各新株予約権の新株予約権者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、第１欄に掲げる中京銀行が発行している各新株予約権の内容と、第２欄に掲げる共同持株会社の各新株予約権の内容とが実質的に同等となるように定められたものであり、相当であると判断しております。なお、中京銀行は、新株予約権付社債を発行しておりません。

	第１欄		第２欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社中京銀行 第１回新株予約権	別紙3-①-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第11回新株予約権	別紙3-①-2記載
②	株式会社中京銀行 第２回新株予約権	別紙3-②-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第12回新株予約権	別紙3-②-2記載
③	株式会社中京銀行 第３回新株予約権	別紙3-③-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第13回新株予約権	別紙3-③-2記載
④	株式会社中京銀行 第４回新株予約権	別紙3-④-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第14回新株予約権	別紙3-④-2記載
⑤	株式会社中京銀行 第５回新株予約権	別紙3-⑤-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第15回新株予約権	別紙3-⑤-2記載
⑥	株式会社中京銀行 第６回新株予約権	別紙3-⑥-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第16回新株予約権	別紙3-⑥-2記載
⑦	株式会社中京銀行 第７回新株予約権	別紙3-⑦-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第17回新株予約権	別紙3-⑦-2記載
⑧	株式会社中京銀行 第８回新株予約権	別紙3-⑧-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第18回新株予約権	別紙3-⑧-2記載
⑨	株式会社中京銀行 第９回新株予約権	別紙3-⑨-1記載	株式会社あいちフィナンシャルグループ第19回新株予約権	別紙3-⑨-2記載

（注）　各内容欄に記載した別紙は、株式移転計画書（写）の別紙を示し、「第113期定時株主総会　株主総会参考書類＜別冊＞（P.25～P.156）に記載しております。

5．中京銀行に関する事項

(1)　最終事業年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）に係る計算書類等の内容

「第113期定時株主総会　株主総会参考書類＜別冊＞（P.１～P.24）」に記載のとおりであります。

なお、中京銀行の次の事項に係る情報につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.aichibank.co.jp/）に掲載しておりますので、本定時株主総会参考書類には記載しておりません。

①　事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保する体制」

②　計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

③　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

(2)　最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①　自己株公開買付け

中京銀行は、三菱UFJ銀行との間で本自社株公開買付応募契約書を、三菱UFJ銀行と、当行、中京銀行及び共同持株会社との良好な協業関係を引き続き維持することを前提に締結し、中京銀行は、本自社株公開買付応募契約書の定めに従い、本自己株公開買付けを実施し、三菱UFJ銀行はその保有する中京銀行株式8,534,385株の全てを本自己株公開買付けに応募することを合意しております。本自己株公開買付けに係る条件の概要は下表に記載のとおりですが、本自己株公開買付けの詳細、本自己株公開買付けに係る中京銀行の意思決定の過程ならびに中京銀行が本自己株公開買付けの公正性を担保とするために実施した措置については、中京銀行が2022年５月11日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」をご参照ください。

1	公開買付者	中京銀行
2	対象となる株券等	中京銀行の普通株式
3	公開買付価格	中京銀行の普通株式１株につき、1,195円
4	公開買付期間	2022年７月１日から2022年８月１日までの21営業日（又は中京銀行が法令等に基づき当該期間を延長したときは、当該延長後の期間）
5	買付予定数の下限	無し
6	買付予定数の上限	8,534,385株
7	撤回事由	中京銀行が金融商品取引法第27条の22の２第２項により準用される同法第27条の11第１項その他適用のある法令等の範囲内で本自己株公開買付けに係る公開買付届出書に記載するところによる。

② 剰余金の配当

中京銀行は、2022年５月11日、特別配当として、2022年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された中京銀行の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、中京銀行株式１株あたり141円の剰余金の配当を行うことを公表しております。本特別配当の詳細については、2022年５月11日に両行が公表した「株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の共同持株会社設立（共同株式移転）に関する最終契約締結及び株式移転計画書の作成並びに剰余金の配当（特別配当）について」をご参照ください。

６．当行において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7．株式移転設立完全親会社の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する中京銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
伊藤（いとう）　行記（ゆきのり） (1958年１月１日)	1980年４月　愛知銀行入行 2010年６月　同行事務統括部長 2013年６月　同行取締役に就任、業務監査部長 2015年６月　同行取締役証券外国部長 2017年６月　同行常務取締役に就任 2019年６月　同行取締役頭取に就任 2020年10月　同行取締役頭取、監査部担当 現在に至る	(1) 1,700株 (2) －株 (3) 5,661株

【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】

同氏は、愛知銀行の大規模店の支店長、事務統括部長を経て、取締役業務監査部長、取締役証券外国部長を歴任し、常務取締役に就任後はコンプライアンス・リスク統括部、事務統括部、総合企画部、証券外国部、東京事務所の業務分掌を担当、2019年より頭取に就任しております。

幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する中京銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
小林（こばやし）　秀夫（ひでお） (1961年４月14日)	1984年４月　中京銀行入行 2015年６月　同行執行役員名古屋営業第三本部長 2017年６月　同行取締役執行役員に就任、営業統括部長、営業統括部、個人営業部担当 2019年５月　同行取締役執行役員、営業統括部、個人営業部担当 2019年６月　同行取締役常務執行役員に就任、総合企画部、資金部、経営企画室、東京事務所担当 2021年４月　同行取締役頭取に就任 2021年６月　同行取締役頭取、内部監査部担当現在に至る	(1) －株 (2) 2,600株 (3) 2,600株

【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】

同氏は、中京銀行の大規模店の支店長を経験後、執行役員名古屋営業第三本部長、取締役執行役員営業統括部長、営業統括部・個人営業部担当役員等を歴任し、取締役常務執行役員就任後は、総合企画部・資金部の担当役員を務め、2021年より取締役頭取に就任しております。

営業現場を含め、幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

<table>
<tr><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>(1) 所有する当行の株式の数
(2) 所有する中京銀行の株式の数
(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数</th></tr>
<tr><td>くらとみ　のぶひこ
蔵冨　宣彦
(1959年２月15日)</td><td>1981年４月　愛知銀行入行
2014年６月　同行コンプライアンス統括部長
2016年６月　同行取締役に就任、コンプライアンス・リスク統括部長
2017年６月　同行取締役監査部長
2019年６月　同行常務取締役に就任
2021年６月　同行専務取締役に就任、総合企画部担当
現在に至る</td><td>(1) 900株
(2) －株
(3) 2,997株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】
同氏は、愛知銀行の営業店、審査部、コンプライアンス統括部長を経て、取締役コンプライアンス・リスク統括部長、取締役監査部長を歴任し、常務取締役に就任後は総合企画部、証券外国部、東京事務所の業務分掌を担当、2021年より専務取締役に就任、現在は総合企画部の業務分掌を担当しております。
幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td>まつの　ひろやす
松野　裕泰
(1958年７月24日)</td><td>1982年４月　愛知銀行入行
2013年６月　同行個人部長
2015年６月　同行取締役に就任、本店営業部長
2017年６月　同行取締役審査部長
2019年６月　同行常務取締役に就任
2021年６月　同行常務取締役、審査部、証券外国部、東京事務所担当
現在に至る</td><td>(1) 1,900株
(2) －株
(3) 6,327株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】
同氏は、愛知銀行の大規模店の支店長、個人部長を経て、取締役本店営業部長、取締役審査部長を歴任し、2019年より常務取締役に就任、現在は審査部、証券外国部、東京事務所の業務分掌を担当しております。
主に営業部門を中心とした銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する中京銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
吉川（よしかわ）　浩明（ひろあき） (1961年10月５日)	1985年４月　愛知銀行入行 2010年１月　同行藤が丘支店長 2012年６月　同行大阪支店長 2013年６月　同行総合企画部副部長 2015年６月　同行経営管理部長 2017年６月　同行執行役員総合企画部長 2019年６月　同行執行役員事務統括部長 2020年６月　同行取締役に就任、総務部、事務統括部担当 現在に至る	(1) 1,300株 (2) －株 (3) 4,329株
【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】 同氏は、愛知銀行の支店長を経験後、総合企画部副部長、経営管理部長、執行役員総合企画部長、執行役員事務統括部長を経て、取締役に就任後は総務部、事務統括部の業務分掌を担当しております。 主に管理・企画部門を中心とした銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。		
早川（はやかわ）　誠（まこと） (1962年12月15日)	1985年４月　中京銀行入行 2008年５月　同行総合企画部長 2011年６月　同行執行役員総合企画部長 2012年６月　同行執行役員、事務統括部副担当 2013年５月　同行執行役員事務統括部長 2014年５月　同行執行役員営業統括部長 2015年10月　同行執行役員、人事部副担当 2016年３月　同行執行役員リスク統括部長 2018年４月　同行執行役員総合企画部長 2019年６月　同行常務執行役員総合企画部長 2021年12月　同行常務執行役員、総合企画部副担当 現在に至る	(1) －株 (2) 2,815株 (3) 2,815株
【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】 同氏は、中京銀行の総合企画部次長、総合企画部長を経て、執行役員総合企画部長、執行役員事務統括部長、執行役員営業統括部長、執行役員リスク統括部長等を歴任し、常務執行役員就任後は、総合企画部長を務め、現在は常務執行役員総合企画部副担当として統合準備委員会事務局長に就任しております。 幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>(1) 所有する当行の株式の数
(2) 所有する中京銀行の株式の数
(3) 割当てられる共同持株会社の株式の数</th></tr>
<tr><td>鈴木　規正（すずき　のりまさ）
(1963年12月30日)</td><td>1986年 4 月　愛知銀行入行
2013年 6 月　同行大曽根支店長
2015年 6 月　同行東郊通支店長
2017年 6 月　同行経営管理部長
2018年 6 月　同行執行役員経営管理部長
2020年 6 月　同行執行役員コンプライアンス・リスク統括部長
2021年 6 月　同行取締役に就任、コンプライアンス・リスク統括部、人事部担当
現在に至る</td><td>(1) 1,000株
(2) －株
(3) 3,330株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】
同氏は、愛知銀行の大規模店の支店長を経験後、経営管理部長、執行役員経営管理部長、執行役員コンプライアンス・リスク統括部長を経て取締役就任後はコンプライアンス・リスク統括部、人事部の業務分掌を担当しております。
営業現場を含め、幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td>伊藤　謙二（いとう　けんじ）
(1964年10月16日)</td><td>1987年 4 月　愛知銀行入行
2015年 6 月　同行経営管理部副部長
2016年 6 月　同行証券外国部副部長
2017年 6 月　同行証券外国部長
2018年 6 月　同行執行役員証券外国部長
2019年 6 月　同行執行役員総合企画部長
現在に至る</td><td>(1) 1,400株
(2) －株
(3) 4,662株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】
同氏は、愛知銀行の営業店、経営管理部を経験後、証券外国部長、執行役員証券外国部長を経て、現在は執行役員総合企画部長であります。
主に管理・企画部門を中心とした銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する中京銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
瀬林（せばやし）　寿志（ひさし） （1967年８月20日）	1986年４月　中京銀行入行 2017年５月　同行総合企画部長 2018年４月　同行大曽根支店長 2018年10月　同行大曽根支店長兼営業統括部主席推進役 2021年１月　同行大曽根支店長兼上飯田支店長兼営業統括部主席推進役 2021年４月　同行大曽根支店長兼上飯田支店長兼営業推進部営業店支援グループ主席推進役 2021年11月　同行大曽根支店長兼上飯田支店長 2021年12月　同行執行役員総合企画部長 現在に至る	(1) －株 (2) 3,208株 (3) 3,208株
【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】 同氏は、中京銀行の営業店、総合企画部次長、総合企画部長、大曽根支店長等を歴任し、現在は、執行役員総合企画部長に就任しております。営業現場を含め、幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。		

（注）１．所有する両行の株式の数は、2022年３月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式の数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式の数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。

２．各候補者と両行との間には特別利害関係はなく、共同持株会社の間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

３．共同持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、各取締役候補者が、取締役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となる予定であります。
当該保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。
・被保険者が共同持株会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償する。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行や適正性が損なわれないように措置を講じる。
・保険料は全額共同持株会社負担とする。

8．共同持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の３に規定する事項

共同持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する中京銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
加藤（かとう）　政宏（まさひろ） (1961年12月18日)	1985年４月　愛知銀行入行 2007年10月　同行赤池支店長 2010年１月　同行当知支店長 2012年10月　同行金山支店長 2014年６月　同行経営管理部副部長 2020年６月　同行取締役監査等委員に就任 現在に至る	(1) 1,300株 (2) －株 (3) 4,329株

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

同氏は、愛知銀行の３か店の支店長を歴任し、経営管理部副部長を経て、2020年より監査等委員である取締役に就任しております。

営業現場の経験を含め、幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、新たに設立する共同持株会社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者といたしました。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する中京銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
江本（えもと）　恭敏（やすとし） (1955年１月28日)	1990年４月　最高裁判所司法研修所入所 1992年３月　最高裁判所司法研修所退所 1992年４月　弁護士登録 1992年４月　不二法律事務所入所 1997年３月　不二法律事務所退所 1997年４月　江本法律事務所開業 2007年10月　名古屋家庭裁判所家事調停官（非常勤裁判官）に就任 2009年９月　名古屋家庭裁判所家事調停官（非常勤裁判官）を退任 2016年４月　愛知県弁護士会監事に就任 2017年３月　愛知県弁護士会監事を退任 2018年６月　愛知銀行取締役監査等委員に就任 現在に至る （重要な兼職の状況） 江本法律事務所所長	(1) 300株 (2) －株 (3) 999株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、弁護士としての専門的な法務知識と幅広い経験を有しており、監査等委員である社外取締役として経営に対する助言・監督等に活かしていただけることを期待しております。

同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により新たに設立する共同持株会社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する中京銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
柴田（しばた）　雄己（ゆうき） (1950年１月11日)	1973年４月　名古屋鉄道株式会社入社 2000年６月　同社東京支社長 2004年６月　同社取締役関連事業部部長 2005年７月　同社取締役鉄道事業本部副本部長兼企画管理部長 2006年７月　同社取締役経営企画部長 2007年６月　同社常務取締役 2009年６月　同社専務取締役 2010年６月　同社専務取締役鉄道事業本部長 2011年６月　同社代表取締役副社長 2012年６月　名鉄運輸株式会社代表取締役副社長 2013年６月　同社代表取締役社長 2016年６月　同社相談役 2019年６月　中京銀行社外取締役に就任 現在に至る	(1) －株 (2) －株 (3) －株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、名古屋鉄道株式会社代表取締役副社長、名鉄運輸株式会社代表取締役社長等の要職を歴任され、現在は、中京銀行の社外取締役として実践的な視点から取締役会の議案、審議について、的確な助言、提言を行っていただいております。同氏の会社経営の豊富な経験と高い見識に基づく助言、提言をいただけることを期待しております。

上記の理由により新たに設立する共同持株会社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する中京銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
村田　知英子（むらた　ちえこ） (1959年９月16日)	1982年４月　名古屋国税局採用 2015年７月　大垣税務署　署長 2016年７月　名古屋国税局　調査部　調査開発課長 2017年７月　同　総務部　会計課長 2018年７月　同　総務部　次長 2019年７月　名古屋中税務署　署長 2020年７月　退職 2020年８月　税理士登録、村田知英子税理士事務所開業 現在に至る （重要な兼職の状況） 村田知英子税理士事務所　所長	(1) －株 (2) －株 (3) －株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、名古屋国税局採用後、国税局の要職、税務署長などを歴任し、豊富な税務や会計知識を有しております。同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験がありませんが、現役の税理士であり、社外取締役として、銀行の税務及び会計処理方法についての意見やアドバイスを頂くと共に、財務の正確性や透明性確保に貢献していただけることを期待しております。

上記の理由により新たに設立する共同持株会社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する中京銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
栗本（くりもと）　幸子（よしこ） (1948年５月13日)	1971年４月　愛知県庁入庁 2004年４月　愛知県監査委員事務局長 2007年４月　愛知県愛知芸術文化センター長 2009年４月　公益財団法人あいち男女共同参画財団理事長 2011年４月　公益財団法人愛知県国際交流協会評議員 2012年４月　社会福祉法人愛知県厚生事業団理事 2016年４月　愛知県行政不服審査会委員 2020年６月　中京銀行社外監査役に就任 現在に至る （重要な兼職の状況） 公益財団法人愛知県国際交流協会評議員 社会福祉法人愛知県厚生事業団理事	(1) －株 (2) －株 (3) －株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、長年に亘り愛知県の行政に携わり、現在は中京銀行の社外監査役として、その経験、見識を活かした大変有意義なアドバイスをいただいております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験がありませんが、共同持株会社取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査を適切に行っていただけることを期待しております。

上記の理由により新たに設立する共同持株会社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する中京銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
我妻（あづま）　巧（たくみ） (1958年４月24日)	1981年４月　株式会社インテック入社 2010年４月　株式会社インテック　理事　中部地区本部　副本部長 2013年４月　株式会社インテック　執行役員　第二金融ソリューション事業本部長 2015年６月　北国インテックサービス株式会社　常務取締役　総務部長 2016年６月　北国インテックサービス株式会社　代表取締役社長 2018年３月　北国インテックサービス株式会社　代表取締役社長退任 2018年４月　株式会社インテック　常務執行役員　中部地区本部長 2019年４月　株式会社インテック　常務執行役員　北陸産業事業本部長 2021年４月　株式会社インテック　顧問 2021年６月　株式会社インテック　常勤監査役　現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社インテック　常勤監査役 株式会社アイ・ユー・ケイ　監査役	(1) －株 (2) －株 (3) －株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、長年に亘りTISインテックグループの株式会社インテック及び北国インテックサービス株式会社において経営の要職を歴任されています。IT・システム分野の経験・見識を活かした提言と監査役経験に基づき新たに設立する共同持株会社の監査等委員である取締役として経営に対する監督機能を発揮していただけることを期待しております。

上記の理由により新たに設立する共同持株会社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

（注）１．所有する両行の株式の数は、2022年３月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式の数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式の数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。

２．各候補者と両行との間には特別利害関係はなく、共同持株会社の間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

３．江本崇敏氏、柴田雄己氏、村田知英子氏、栗本幸子氏及び我妻巧氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役となる予定であります。

４．新たに設立する共同持株会社は、監査等委員が期待される役割を十分に発揮できるよう、加藤政宏氏、江本崇敏氏、柴田雄己氏、村田知英子氏、栗本幸子氏及び我妻巧氏の各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

５．新たに設立する共同持株会社は、江本崇敏氏、柴田雄己氏、村田知英子氏、栗本幸子氏及び我妻巧氏の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

６．共同持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、各取締役候補者が、取締役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となる予定です。当該保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。

・被保険者が共同持株会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償する。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行や適正性が損なわれないように措置を講じる。

・保険料は全額共同持株会社負担とする。

７．江本崇敏氏は、現在愛知銀行の社外取締役（監査等委員）に就任しておりますが、本議案が原案どおり承認可決された場合、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月２日）をもって、愛知銀行の取締役を辞任し、本株式移転の効力発生日（2022年10月３日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。また、村田知英子氏は、2022年６月24日に開催予定の愛知銀行の定時株主総会において愛知銀行の社外取締役（監査等委員）候補者とされておりますが、当該定時株主総会において同氏が愛知銀行の社外取締役（監査等委員）として選任され、かつ、本議案が原案どおり承認可決された場合、同氏は、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月２日）をもって、愛知銀行の取締役を辞任し、本議案により取締役（監査等委員）に選任され、本株式移転の効力発生日（2022年10月３日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。

8．柴田雄己氏は、現在中京銀行の社外取締役に就任しておりますが、2022年６月24日に開催予定の中京銀行の定時株主総会において中京銀行の社外取締役に選任され、かつ、本議案が原案どおり承認可決された場合、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月２日）をもって、中京銀行の取締役を辞任し、本株式移転の効力発生日（2022年10月３日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。また、栗本幸子氏は、現在中京銀行の社外監査役に就任しておりますが、本議案が原案どおり承認可決された場合、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月２日）をもって、中京銀行の監査役を辞任し、本株式移転の効力発生日（2022年10月３日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。

9．共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

共同持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりであります。

2022年３月31日現在

名称	有限責任　あずさ監査法人
主たる事務所の所在地	東京都新宿区津久戸町１番２号
沿革	1985年７月　監査法人朝日親和会計社設立 1993年10月　井上斎藤英和監査法人と合併し、名称を朝日監査法人とする 2004年１月　あずさ監査法人と合併し、名称をあずさ監査法人とする 2010年７月　有限責任監査法人へ移行し、名称を「有限責任　あずさ監査法人」とする
監査関与会社数	3,660社
資本金	3,000百万円
構成人員	公認会計士　2,970名（代表社員30名、社員500名） 会計士試験合格者等　1,172名 監査補助職員　1,190名 （特定社員35名、うち代表社員２名） その他職員　724名 合計　6,056名

（注）　当行の監査等委員会及び中京銀行の監査役会は、有限責任あずさ監査法人の長年に亘る会計監査の実績、独立性をはじめ職業的専門家としての適格性、共同持株会社の会計監査が適切に行われることを確保する体制などを総合的に勘案した結果、適任と判断しております。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、その過半数を社外取締役で構成する人事委員会において協議の上、取締役会において決定しております。

また、監査等委員会より、本議案は当行の経営理念、行是に従い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する人選がなされており、本議案における取締役候補者は適任であるとの意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名（ふりがな）	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
1	再任	伊藤行記（いとうゆきのり）	取締役頭取	21回／21回
2	再任	藏冨宣彦（くらとみのぶひこ）	専務取締役	21回／21回
3	再任	松野裕泰（まつのひろやす）	常務取締役	21回／21回
4	再任	吉川浩明（よしかわひろあき）	取締役	20回／21回
5	再任	田口憲一（たぐちけんいち）	取締役	16回／16回
6	再任	鈴木規正（すずきのりまさ）	取締役	16回／16回
7	新任	伊藤謙二（いとうけんじ）	執行役員部長	－

1. 伊藤行記（いとう ゆきのり） 再任

生年月日
1958年1月1日

所有する当行の株式数
1,700株

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年 4 月　当行入行
2010年 6 月　当行事務統括部長
2013年 6 月　当行取締役に就任、業務監査部長
2015年 6 月　当行取締役証券外国部長
2017年 6 月　当行常務取締役に就任
2019年 6 月　当行取締役頭取に就任
2020年10月　当行取締役頭取、監査部担当　現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、大規模店の支店長、事務統括部長を経て、取締役業務監査部長、取締役証券外国部長を歴任し、常務取締役に就任後はｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ･ﾘｽｸ統括部、事務統括部、総合企画部、証券外国部、東京事務所の業務分掌を担当、2019年より頭取に就任しております。

幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

2. 藏冨宣彦（くらとみ のぶひこ） 再任

生年月日
1959年2月15日

所有する当行の株式数
900株

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年 4 月　当行入行
2014年 6 月　当行コンプライアンス統括部長
2016年 6 月　当行取締役に就任、ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ･ﾘｽｸ統括部長
2017年 6 月　当行取締役監査部長
2019年 6 月　当行常務取締役に就任
2021年 6 月　当行専務取締役に就任、総合企画部担当　現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、営業店、審査部、コンプライアンス統括部長を経て、取締役ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ･ﾘｽｸ統括部長、取締役監査部長を歴任し、常務取締役に就任後は総合企画部、証券外国部、東京事務所の業務分掌を担当、2021年より専務取締役に就任、現在は総合企画部の業務分掌を担当しております。

幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

3. 松野裕泰（まつの ひろやす） 再任

生年月日 1958年７月24日　**所有する当行の株式数** 1,900株

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年４月　当行入行
2013年６月　当行個人部長
2015年６月　当行取締役に就任、本店営業部長
2017年６月　当行取締役審査部長
2019年６月　当行常務取締役に就任
2021年６月　当行常務取締役　審査部、証券外国部、東京事務所担当　現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、大規模店の支店長、個人部長を経て、取締役本店営業部長、取締役審査部長を歴任し、2019年より常務取締役に就任、現在は審査部、証券外国部、東京事務所の業務分掌を担当しております。
主に営業部門を中心とした銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

4. 吉川浩明（よしかわ ひろあき） 再任

生年月日 1961年10月５日　**所有する当行の株式数** 1,300株

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年４月　当行入行
2010年１月　当行藤が丘支店長
2012年６月　当行大阪支店長
2013年６月　当行総合企画部副部長
2015年６月　当行経営管理部長
2017年６月　当行執行役員総合企画部長
2019年６月　当行執行役員事務統括部長
2020年６月　当行取締役に就任、総務部、事務統括部担当　現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、支店長を経験後、総合企画部副部長、経営管理部長、執行役員総合企画部長、執行役員事務統括部長を経て、取締役に就任後は総務部、事務統括部の業務分掌を担当しております。
主に管理・企画部門を中心とした銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

5. 田口憲一（たぐちけんいち） 再任

生年月日
1962年５月25日

所有する当行の株式数
1,300株

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年４月　当行入行
2014年６月　当行昭和橋支店長
2015年６月　当行個人部長
2017年６月　当行執行役員個人部長
2018年６月　当行執行役員営業統括部長
2019年６月　当行執行役員本店営業部長
2021年６月　当行取締役に就任、営業統括部、法人営業部、個人営業部担当　現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、大規模店の支店長を経験後、個人部長、執行役員個人部長、執行役員営業統括部長、執行役員本店営業部長を経て、取締役に就任後は営業統括部、法人営業部、個人営業部の業務分掌を担当しております。

営業現場を含め、幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

6. 鈴木規正（すずきのりまさ） 再任

生年月日
1963年12月30日

所有する当行の株式数
1,000株

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年４月　当行入行
2013年６月　当行大曽根支店長
2015年６月　当行東郊通支店長
2017年６月　当行経営管理部長
2018年６月　当行執行役員経営管理部長
2020年６月　当行執行役員ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ･ﾘｽｸ統括部長
2021年６月　当行取締役に就任、ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ･ﾘｽｸ統括部、人事部担当　現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、大規模店の支店長を経験後、経営管理部長、執行役員経営管理部長、執行役員ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ･ﾘｽｸ統括部長を経て取締役に就任後はｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ･ﾘｽｸ統括部、人事部の業務分掌を担当しております。

営業現場を含め、幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

7. 伊藤謙二（いとうけんじ）　新　任

生年月日
1964年10月16日

所有する当行の株式数
1,400株

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 4 月　当行入行
2015年 6 月　当行経営管理部副部長
2016年 6 月　当行証券外国部副部長
2017年 6 月　当行証券外国部長
2018年 6 月　当行執行役員証券外国部長
2019年 6 月　当行執行役員総合企画部長　　現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、営業店、経営管理部を経験後、証券外国部長、執行役員証券外国部長を経て、現在は執行役員総合企画部長であります。

主に管理・企画部門を中心とした銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、当行取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

（注）1．各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2．当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の86頁に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　監査等委員である取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役5名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）		現在の当行における地位	取締役会の出席状況	監査等委員会の出席状況
1	再任	加藤政宏（かとう まさひろ）	取締役監査等委員	21回／21回	17回／17回
2	再任 社外	江本恭敏（えもと やすとし）	取締役監査等委員（独立役員）	20回／21回	17回／17回
3	再任 社外	長谷川康夫（はせがわ やすお）	取締役監査等委員（独立役員）	21回／21回	17回／17回
4	新任 社外	中尾善彦（なかお よしひこ）	－	－	－
5	新任 社外	松野恒博（まつの つねひろ）	－	－	－
6	新任 社外	村田知英子（むらた ちえこ）	－	－	－

1. 加藤政宏（かとうまさひろ） 再任

生年月日
1961年12月18日

所有する当行の株式数
1,300株

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年 4 月　当行入行
2007年10月　当行赤池支店長
2010年 1 月　当行当知支店長
2012年10月　当行金山支店長
2014年 6 月　当行経営管理部副部長
2020年 6 月　当行取締役監査等委員に就任　現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、3か店の支店長を歴任し、経営管理部副部長を経て、2020年より監査等委員である取締役に就任しております。

営業現場の経験を含め、幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

2. 江本恭敏（えもとやすとし）

再任　社外

生年月日
1955年１月28日

所有する当行の株式数
300株

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年４月　最高裁判所司法研修所入所
1992年３月　最高裁判所司法研修所退所
1992年４月　弁護士登録
1992年４月　不二法律事務所入所
1997年３月　不二法律事務所退所
1997年４月　江本法律事務所開業
2007年10月　名古屋家庭裁判所家事調停官（非常勤裁判官）に就任
2009年９月　名古屋家庭裁判所家事調停官（非常勤裁判官）を退任
2016年４月　愛知県弁護士会監事に就任
2017年３月　愛知県弁護士会監事を退任
2018年６月　当行取締役監査等委員に就任　現在に至る

（重要な兼職の状況）
江本法律事務所所長

社外取締役候補者とした理由

同氏は、弁護士としての専門的な法務知識と幅広い経験を有しており、監査等委員である社外取締役として当行の経営に対する助言・監督等に活かしていただいております。

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

3. 長谷川 康夫（はせがわ やすお）　再任　社外

生年月日
1952年１月20日

所有する当行の株式数
－株

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年４月　名古屋市事務職員採用
2004年４月　名古屋市財政局財政部長
2006年４月　名古屋市総務局理事・指定都市市長会事務局長
2008年４月　名古屋市交通局長（名古屋市営交通事業管理者）
2012年３月　名古屋市退職
2012年６月　丸八信用組合専務理事
2013年６月　丸八信用組合理事長
2017年６月　丸八信用組合退職
2020年６月　当行取締役監査等委員に就任　現在に至る

社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり名古屋市行政に携わってきたことや元丸八信用組合の理事長という経歴から、地域金融機関に求められる経営や企業統治の見識を有しており、監査等委員である社外取締役として当行の経営に対する監督機能を発揮していただいております。

上記の理由により監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

4. 中尾善彦（なかお よしひこ）

新　任　社　外

生年月日
1957年4月2日

所有する当行の株式数
－ 株

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年 4 月　名鉄観光サービス株式会社入社
2006年 3 月　名鉄観光サービス株式会社財務部長
2012年 3 月　名鉄観光サービス株式会社執行役員財務部長
2014年 3 月　名鉄観光サービス株式会社取締役財務部長兼総務部担当
2017年 6 月　名鉄観光サービス株式会社取締役総務部長兼監査室担当兼財務部担当
2019年 7 月　名鉄観光サービス株式会社取締役監査室長兼財務部担当
2021年 6 月　名鉄観光サービス株式会社取締役退任　　現在に至る

社外取締役候補者とした理由

同氏は、上場会社名古屋鉄道株式会社のグループ企業である名鉄観光サービス株式会社において財務及び会計に関する業務や監査業務に携わるなど経営の要職を歴任されております。その経験・見識を活かし、当行の経営に関する監督機能を発揮していただくことを期待しております。

上記の理由により監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者としております。

5. 松野恒博（まつの つねひろ）

新　任　社　外

生年月日
1958年2月15日

所有する当行の株式数
－株

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年４月　トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社
2009年１月　トヨタ自動車株式会社財務部部長
2012年１月　アイシン・エィ・ダブリュ株式会社（現株式会社アイシン）参与（トヨタ自動車株式会社より出向）
2012年６月　アイシン・エィ・ダブリュ株式会社常務取締役（トヨタ自動車株式会社より転籍）
2013年６月　アイシン・エィ・ダブリュ株式会社取締役・専務執行役員
2014年６月　アイシン・エィ・ダブリュ株式会社代表取締役副社長
2020年４月　アイシン・エィ・ダブリュ株式会社取締役
2020年６月　アイシン・エィ・ダブリュ株式会社取締役退任　現在に至る

社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたりトヨタ自動車株式会社及びアイシン・エィ・ダブリュ株式会社（現株式会社アイシン）において、財務及び会計に関する業務に携わるなど経営の要職を歴任されております。

上場企業における経営や企業統治の豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役として当行の経営に対する監督機能を発揮していただくことを期待しております。

上記の理由により監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者としております。

6. 村田知英子（むらたちえこ） 新任 社外

生年月日
1959年9月16日

所有する当行の株式数
－ 株

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 4 月　名古屋国税局採用
2015年 7 月　大垣税務署署長
2016年 7 月　名古屋国税局調査部調査開発課長
2017年 7 月　名古屋国税局総務部会計課長
2018年 7 月　名古屋国税局総務部次長
2019年 7 月　名古屋中税務署署長
2020年 7 月　名古屋中税務署退職
2020年 8 月　税理士登録、村田知英子税理士事務所開業　　現在に至る

（重要な兼職の状況）
村田知英子税理士事務所所長

社外取締役候補者とした理由

同氏は、名古屋国税局採用後、国税局の要職、税務署長などを歴任し、豊富な税務や会計知識を有しております。現役の税理士であり、当行の社外取締役として、銀行の税務及び会計処理方法についてのアドバイスをいただくとともに、財務の正確性や透明性確保に貢献していただくことを期待しております。

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者としております。

（注）１．各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

２．江本崇敏氏、長谷川康夫氏、中尾善彦氏、松野恒博氏及び村田知英子氏の各氏は、社外取締役候補者であります。

３．江本崇敏氏及び長谷川康夫氏の両氏は現在、当行の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって江本崇敏氏が４年、長谷川康夫氏が２年となります。

４．当行は、監査等委員が期待される役割を十分に発揮できるよう、加藤政宏氏、江本崇敏氏及び長谷川康夫氏の各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、中尾善彦氏、松野恒博氏及び村田知英子氏が選任された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の86頁に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当行は、江本崇敏氏及び長谷川康夫氏の両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認可決された場合、当行は引き続き各氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。また、中尾善彦氏、松野恒博氏及び村田知英子氏の各氏につきましては、本議案が承認可決された場合、あらたに独立役員として届け出る予定であります。

7. 江本崇敏氏及び村田知英子氏の両氏は、本議案により監査等委員である取締役に選任され、かつ第2号議案が原案どおり承認可決された場合、第2号議案に係る本株式移転の効力発生日の前日(2022年10月２日)をもって当行の監査等委員である取締役を辞任し、本株式移転の効力発生日(2022年10月３日)付で共同持株会社の監査等委員である取締役に就任する予定であります。

（ご参考①）

当行取締役候補者（監査等委員である者を含む）の専門性・経験等（スキル・マトリックス）

監査等委員である取締役を除く取締役候補者一覧

候補者番号	氏　　名	当行における現在の地位	属性	候補者が有する専門性						
				企業経営	金融	財務/会計	法務/リスク管理	ＩＴ/システム	人事労務	地方創成
1	伊 藤 行 記	取締役頭取	代表取締役	○	○	○	○	○		
2	藏 冨 宣 彦	専務取締役	代表取締役	○	○	○	○	○		
3	松 野 裕 泰	常務取締役		○	○					○
4	吉 川 浩 明	取締役		○	○	○		○	○	
5	田 口 憲 一	取締役		○	○					○
6	鈴 木 規 正	取締役		○	○		○		○	
7	伊 藤 謙 二	執行役員部長		○	○	○		○		

監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	氏　　名	当行における現在の地位	属性	候補者が有する専門性						
				企業経営	金融	財務/会計	法務/リスク管理	ＩＴ/システム	人事労務	地方創成
1	加 藤 政 宏	取締役	【常勤･社内】	○	○				○	
2	江 本 恭 敏	取締役	【社外】				○			
3	長谷川康夫	取締役	【社外】	○	○					○
4	中 尾 善 彦	【新任】	【社外】	○		○				
5	松 野 恒 博	【新任】	【社外】	○		○				
6	村田知英子	【新任】	【社外】			○				

【新任】新任取締役候補者　　【社外】社外取締役候補者

（ご参考②）取締役候補者の選任及び取締役の解任に関する方針・基準等

【取締役候補者の選任及び取締役の解任に関する方針】
取締役会は、当行の企業理念や具体的な経営戦略、取り巻く環境等を踏まえ、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立する形で構成する。

【取締役候補者の選任及び取締役の解任に関する手続き】
取締役会は、その過半数を社外取締役で構成する人事委員会において選解任に関し協議の上、議案の決定を行う。

【取締役候補者の選任及び取締役の解任基準】
（社内取締役候補者の選任基準）
1．取締役として、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できること
2．当行の経営理念、行是及び［企業倫理・行動］に従い、誠実に職務を遂行するとともに、取締役としてふさわしい人格、識見を有すること
3．銀行業務における豊富な経験、優れた実績と、経営に必要な知識及び能力を有すること

（社外取締役候補者の選任基準）
1．取締役として、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できること
2．当行の経営理念、行是及び［企業倫理・行動］を理解・遵守し、取締役としてふさわしい人格、識見を有すること
3．経営、法務、財務・会計、行政、教育等の分野における専門的知見、豊富な経験を生かして、経営に対する助言・監督を行うことができること
4．当行の定める独立性の要件を満たしていること

（社内及び社外取締役の解任基準）
取締役として、以下に該当する場合は、人事委員会にて解任につき協議する。
1．法令または定款に違反する行為を行った場合
2．職務を怠慢することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
3．健康上の理由等から、職務の遂行が困難となった場合
4．選任基準に定める基準のうち、いずれかを充足しなくなった場合

（ご参考③）社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性判断基準として、以下の基準を定めております。

⑴　当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと
⑵　当行の主要な取引先またはその業務執行者ではないこと
⑶　当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと
　（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
⑷　当行の主要株主またはその業務執行者ではないこと
⑸　最近において、上記⑴から⑷のいずれかに該当していた者ではないこと
⑹　次に掲げる者（重要でない者を除く）の近親者ではないこと
　①上記⑴から⑸に該当する者
　②当行の子会社の業務執行者
　③当行の子会社の業務執行者でない取締役
　④最近において②③または当行の業務執行者に該当していた者

※「最近」
・実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点などをいう
※「重要」
・業務執行者については、役員・部長クラスのもの。会計専門家・法律専門家については、公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう
※「近親者」
・二親等以内の親族

以　上

添付書類

第113期事業報告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

≪主要な事業内容≫

当行では、106か店舗のうちイーネット支店、ローソンＡＴＭ支店を除く104か店舗（96か所）において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等に加え、お客さまの多様なニーズに応じた金融商品の提供や経営上の課題に対するコンサルティング業務を通じて、地域金融機関として地域経済の発展に貢献していく役割を果たすため、利便性に優れたより高度な金融サービスの提供に努めております。

≪金融経済環境≫

当期のわが国経済を振り返りますと、コロナ禍が長期化する厳しい状態のなか対面型のサービス業等の経済活動は依然として停滞し、供給制約の影響も残っているものの、輸出・生産は増加基調が続き、企業収益の改善に繋がっており、景気は持ち直しの動きが続いております。

一方、愛知県を中心とした当地域につきましては、主要産業である自動車関連産業において、長引く半導体不足や新型コロナウイルス感染症の拡大による部品供給網の混乱により生産が回復しておらず、輸出と生産は足踏み状態にあり、個人消費についても飲食・宿泊サービス等で下押し圧力が強く、国内全体とは異なり景気の持ち直しの動きは一服しております。

なお、景気の先行きにつきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢を巡ってエネルギー価格等が一段と高騰するなどの不確実性は高いものの、社会経済活動が正常化に向かう中で、各種経済対策の効果や海外経済の改善等により、持ち直していくことが期待されます。

金融面をみますと、日本銀行は、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策」のもとでの新型コロナウイルス対応資金繰り支援特別プログラム等により、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努め、必要があれば躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じるとしております。

日経平均株価につきましては、緊急事態宣言の発令や米国長期金利の上昇から２万７千円台前半まで下落した後、ワクチン接種の進展や首相交代による景気浮揚策への期待から昨年９月には３万円台まで回復しました。しかし、オミクロン株の急激な感染拡大やウクライナ情勢に伴う原油・小麦等の価格高騰が国内景気の低迷に繋がるとの懸念から、当期末の終値は27,821円と、前期末比では1,357円下落しました。

≪事業の経過及び成果≫

当行は、2019年４月から本年３月までの「第11次中期経営計画」において、基本方針として「営業力・収益力強化」、「生産性向上」、「人財強化」、「ガバナンス強化」の４つを掲げ、「お客さまのパートナーとして地域社会に貢献する銀行」を目指し、各種施策を実施してまいりました。

こうした取組の結果、当行の業績は以下のような内容となりました。

預金の期末残高は３兆3,938億円となり、前期末比1,683億円増加いたしました。

貸出金の期末残高は２兆7,664億円となり、前期末比2,309億円増加いたしました。

また、有価証券の期末残高は9,943億円となり、前期末比396億円増加いたしました。

損益面につきましては、貸出金利息、有価証券利息配当金及び役務取引等収益等が増加したことにより、経常利益は前期比96億18百万円増加し、151億99百万円となりました。また、当期純利益は前期比67億９百万円増加し、108億１百万円となりました。

業務・サービス面につきましては、将来にわたり健全で適切な金融仲介機能を発揮できる経営体制の確立に向けて、お客さま本位の良質な金融商品・サービスの提供に積極的に取り組んでおります。

特に新型コロナウイルス感染症の拡大により被害や影響を受けられました中小企業や個人事業主のお客さまへ、より円滑な資金供給を図ると同時にコンサルティング機能を発揮し、経営相談及び経営改善に向けた取組に関する支援に努めております。

本年１月には投資専門子会社「愛知キャピタル株式会社」を設立いたしました。お客さまの事業承継支援、ベンチャー企業への育成を目的としたファンド運営及びエクイティ供給を通じて、地域におけるお客さまの様々なニーズや課題解決に一層応えてまいります。

昨年の４月から５月と10月から11月にかけての２度の「アフター（ウイズ）コロナに向けたヒアリング調査」を実施し、お聞かせいただいた様々な経営課題に対する伴走型の課題解決支援を充実することで、地域経済の発展に貢献してまいります。また、「あいぎんＳＤＧｓ私募債『あすなろ』」（新型コロナウイルス対策支援型）の取扱を通じ、感染症指定医療機関等への寄付活動を支援し、コロナ禍において、地域の社会的課題や環境課題の解決に貢献しております。更に、本年１月には「ＳＤＧｓ×脱炭素セミナー」、本年２月には「デジタル化・ＤＸ支援 ＷＥＢセミナー」をオンライン開催し、持続可能な社会づくりを目指すとともにお客さまの多様化するニーズに応えております。

また、昨年４月より内閣府が実施する「令和２年度先導的人材マッチング事業」に参画し、お客さまが抱える経営課題の解決に対応可能な経営幹部層や管理職クラス、専門人材をマッチングすることで、お客さまの持続的な成長・生産性向上を支援しております。

地方創生に向けた取組につきましては、様々なライフステージにあるお客さまの経営課題の解決に向けた支援を官民一体で行うため、愛知県をはじめとする54の地方公共団体及び商工団体等と連携に関する協定を締結しております。

海外事業展開に向けた取組につきましては、昨年４月に独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）中部センターと「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、昨年９月には独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）中部センター及び名古屋貿易情報センターとともに、海外販路拡大に関する「海外ビジネス展開セミナー」をオンライン開催いたしました。また、昨年10月には日本政策金融公庫及びバンコク日本人商工会議所とともに、「タイ・ベトナム オンライン商談会」を開催しオンラインでのビジネス商談の機会を提供するなど、コロナ禍におけるお客さまの海外ビジネスを積極的にサポートしております。

個人のお客さま向けのサービスにつきましては、本年３月よりスマートフォン用バンキングアプリ「愛銀アプリ」の取扱を開始いたしました。本サービスは預金口座残高や明細のご確認、振込・振替等の金融サービス、エコで便利な無通帳口座「スマート通帳」のお取引をご利用いただけるもので、今後もデジタル技術を活用したサービスの提供を通じて、お客さまの利便性向上に貢献してまいります。

店舗につきましては、本年２月14日に店舗建て替えに伴い港支店を東海通支店内の仮店舗に一時移転いたしました。お客さまが利用しやすい、より身近で便利な店舗づくりを積極的に推進しており、今後とも、お客さまへ快適で心地よい空間を提供できる店舗とするように努めてまいります。

また、2018年10月に「あいぎん健康宣言」を制定し、従業員一人ひとりの健康意識の向上、心身の健康増進、働きやすい職場づくりに取り組んだ結果、2022年３月に、経済産業省と東京証券取引所が共同で実施する「健康経営銘柄2022」に初めて選定され、経済産業省が創設した「健康経営優良法人2022（大規模法人部門（ホワイト500））」に４年連続で認定されました。

ＳＤＧｓへの取組につきましては、2020年１月に制定した「あいぎんグループＳＤＧｓ宣言」のもと、昨年４月より取扱開始した「あいぎんＳＤＧｓ評価サービス」により、お取引先企業のＳＤＧｓへの取組を積極的にサポートしております。また、2020年９月に取扱を開始した残高の一定割合相当額を愛知県の「子どもが輝く未来基金」に寄付する「あいぎん未来応援定期預金」に加え、本年１月には、「あいぎんｅｃｏ定期預金」の取扱を開始いたしました。本定期預金は、お客さまからお預け入れいただいた預金残高の一定割合相当額を愛知県の「あいち森と緑づくり基金」に寄付する商品です。これからも地域経済の発展と地域社会の課題解決を支援することで、地域に暮らす人々の安心で豊かな生活と持続可能な社会の実現に努めてまいります。

≪当行が対処すべき課題≫

当行を取り巻く経営環境を展望しますと、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せないなか、フィンテックの進展や異業種からの銀行業参入が進み、また金融緩和政策の継続により引き続き長短金利ともに低位で推移するなかで、他県金融機関も含めた銀行間の競争がますます激化するなど、厳しさは一層、増しております。

このような状況下で当行が対処すべき課題は、地域金融機関として、「顧客本位の業務運営」を通じて地域社会からの揺るぎない信頼を確保し、お客さまとともに企業価値を向上させるための積極的な支援を行い、中小企業金融の円滑化に取り組み、地域経済の発展に貢献していくことであります。加えて、真にお客さまのニーズに応える良質な金融商品・サービスを提供することにより、お客さまの安定的な資産形成に貢献していくことであります。

こうした考えは、「地域社会からの信頼を大切にし、地域社会の繁栄に貢献します」という経営理念に基づくものであり、2022年４月よりスタートいたしました「第12次中期経営計画」の各種施策を実践することで実現してまいります。

「第12次中期経営計画」では、基本戦略として「課題解決力とチャネル強化（営業戦略）」、「経営の効率化と適正化（基盤戦略）」、「企業文化改革と人財育成（人財戦略）」の３つを掲げ、「地域へ信頼と最良の金融サービスを提供し、地域とともに成長し続ける価値創造リーディングバンク」を目指してまいります。

ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）やフィンテックへの対応につきましては、インターネットやスマートフォンを活用したサービスの拡充を中心に進めており、お客さまのニーズにお応えするとともに、新たな顧客体験（ＣＸ：カスタマーエクスペリエンス）の提供に向け取り組んでおります。

また、各種手続きや業務のデジタル化を進めることで、生産性の向上やデータの活用による新たな価値の創造を図ってまいります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応につきましては、リスク管理態勢の構築・強化を図っております。

近年、異常気象や自然災害等の気候変動による被害が甚大化しており、気候変動がお客さまや当行の経営基盤に与える影響が徐々に大きくなっています。昨年９月に「気候変動関連財務情報開示タスクフォース（ＴＣＦＤ）」提言への賛同を表明しております。また、昨年10月から、当行本店におきましても脱炭素（カーボンニュートラル化）エネルギーの利用を開始し、ＣＯ２削減に向けた取組を積極的に進めております。気候変動・環境問題への対応を強化していくとともに、ＴＣＦＤ提言を踏まえた気候変動リスク・機会に関する情報開示の充実に努めてまいります。

こうした経営環境及び経営課題を認識し、当行は、2021年12月10日に株式会社中京銀行と経営統合に関する基本合意書を締結し、本年10月の持株会社設立に向けて準備を進めております。

今後も「あい、ふれあい、きずきあい」を合言葉に、「コーポレートガバナンス・コード」を踏まえ、あらゆるステークホルダーからの期待にお応えできる取組を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

株主ならびにお取引先のみなさまには、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますよう心からお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預金	2,787,548	2,812,174	3,225,480	3,393,856
定期性預金	1,081,754	1,027,720	1,102,097	1,163,910
その他	1,705,793	1,784,454	2,123,383	2,229,946
貸出金	1,810,840	2,070,410	2,535,515	2,766,466
個人向け	526,746	561,841	653,084	764,000
中小企業向け	1,054,585	1,116,979	1,395,159	1,449,012
その他	229,509	391,590	487,272	553,454
商品有価証券	－	1	－	49
有価証券	1,069,430	965,702	954,671	994,364
国債	101,455	94,656	92,408	127,797
その他	967,974	871,045	862,262	866,566
総資産	3,126,383	3,231,273	3,769,668	4,304,237
内国為替取扱高	9,262,452	9,385,883	9,384,967	9,986,318
外国為替取扱高	百万ドル 2,930	百万ドル 2,708	百万ドル 2,254	百万ドル 2,279
経常利益	6,672	3,881	5,581	15,199
当期純利益	4,512	2,831	4,091	10,801
1株当たりの当期純利益	円 銭 416 18	円 銭 262 83	円 銭 380 57	円 銭 1,003 85

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,519人
平均年齢	41年11月
平均勤続年数	19年0月
平均給与月額	410千円

(注) 1．平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含めておりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
愛知県	98	(2)
岐阜県	3	(－)
三重県	2	(－)
静岡県	1	(－)
東京都	1	(－)
大阪府	1	(－)
合計	106	(2)

(注)　上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備53か所及びコンビニエンスストア内等でご利用いただけるイーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,489か所、ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,501か所、セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を24,368か所、それぞれ設置しております。

ロ　当年度新設営業所
該当事項はございません。

(注) 1. 当年度において、次の店舗を移転しました。
豊田浄水支店　豊田市挙母町一丁目26番地(豊田支店内に併設)
港　支　店　名古屋市港区七番町4丁目14番地の1
(店舗建て替えのため東海通支店内に一時移転)

2. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設・廃止・共同化いたしました。
(新設1か所)
大曽根支店　そよら上飯田出張所

(廃止2か所)
大曽根支店　天神橋出張所
名古屋駅前支店　JRゲートタワー出張所

(その他共同化27か所)

ハ　銀行代理業者の一覧
該当事項はございません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はございません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設　備　投　資　の　総　額	804

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　容	金　額
本店外壁改修	55
事務機器更改	163

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はございません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
愛銀ビジネスサービス株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目22番20号	銀行事務サービス業務	百万円 30	% 100.00	－
愛銀リース株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目22番20号	総合リース業務	20	46.85	－
株式会社愛銀ディーシーカード	名古屋市中村区名駅四丁目22番20号	クレジットカード業務	30	42.89	－
愛銀コンピュータサービス株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目22番20号	電算機による業務処理等	10	5.00	－
愛知キャピタル株式会社	名古屋市中区栄三丁目14番12号	投資事業有限責任会社（ファンド）の運営・管理業務 出資先企業に関する総合コンサルティング業務	90	100.00	－

（注）1．当行議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

2．当行に連結される会社は上記の子会社５社であり、当期の連結経常収益は56,112百万円（前期比2,831百万円増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は10,945百万円（前期比6,678百万円増加）となりました。

重要な業務提携の概況

1．第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。

2．第二地銀協地銀37行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

3．第二地銀協地銀37行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。

4．ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金引出し・入金のサービスを行っております。

5．イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金引出し・入金のサービスを行っております。

6．十六銀行、名古屋銀行及び百五銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金入金のサービスを行っております。

7．現金自動設備の相互利用提携のうち、三菱ＵＦＪ銀行・十六銀行・名古屋銀行・中京銀行・百五銀行・三十三銀行及び静岡銀行とは、現金引出しに伴う他行利用手数料を相互に無料とするサービスを行っております。

⑺　事業譲渡等の状況

該当事項はございません。

⑻　その他銀行の現況に関する重要な事項

株式会社中京銀行との統合につきましては、「第113期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」に掲載しております「個別注記表」「連結注記表」内（重要な後発事象）に記載のとおりでございます。

2．会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地　位　及　び　担　当	重　要　な　兼　職	そ　の　他
伊　藤　行　記	取締役頭取（代表取締役） 監査部 担当		
藏　冨　宣　彦	専務取締役（代表取締役） 総合企画部　担当		
松　野　裕　泰	常務取締役 審査部、証券外国部、東京事務所 担当		
村　林　　茂	取締役　監査部長		
吉　川　浩　明	取締役 総務部、事務統括部 担当		
田　口　憲　一	取締役 営業統括部、法人営業部、個人営業部 担当		
鈴　木　規　正	取締役 ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ･ﾘｽｸ統括部、人事部 担当		
加　藤　政　宏	取締役 (常勤監査等委員)		
桂　川　　明	取締役 (監査等委員)(社外取締役)	桂川明税理士事務所所長	
林　　俊　保	取締役 (監査等委員)(社外取締役)		
江　本　叅　敏	取締役 (監査等委員)(社外取締役)	江本法律事務所所長	
長　谷　川　康　夫	取締役 (監査等委員)(社外取締役)		

（注）1．取締役(監査等委員)桂川明氏、林俊保氏、江本崇敏氏及び長谷川康夫氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．取締役(監査等委員)桂川明氏及び林俊保氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・桂川明氏は、税理士の資格を有しております。
・林俊保氏は、長年にわたり株式会社松坂屋及びＪ.フロントリテイリング株式会社において、財務及び会計に関する業務に携わってきた経験があります。
3．取締役(監査等委員)江本崇敏氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。
4．当行は、社外取締役全員を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。
5．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役(監査等委員)加藤政宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6．当事業年度中に退任した役員は、次のとおりであります。

氏　　名	退　任　時　の　地　位	退　任　日
小　林　昌　人	専務取締役（代表取締役）	2021年６月25日（任期満了）
飯　田　徳　保	取締役	同上

（ご参考）

当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

（年度末現在）

氏　　名	地　位　及　び　担　当
鈴　木　　徹	執行役員　本店営業部長
伊　藤　謙　二	執行役員　総合企画部長
鈴　木　武　裕	執行役員　証券外国部長
石　川　恵　一	執行役員　総合企画部担当部長
滝　元　裕　幸	執行役員　ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ･ﾘｽｸ統括部長
坂　本　達　哉	執行役員　営業統括部長
中　　伸　弥	執行役員　名古屋第5ブロック長兼東郊通支店長
川　畑　徹　志	執行役員　人事部長
伊　藤　公　二	執行役員　法人営業部長

⑵　会社役員に対する報酬等

①　当事業年度に係る報酬等の総額等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報酬等			
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く）	9名	157 （32）	131 （32）	—	25
取締役（監査等委員）	5名	44 （11）	44 （11）	—	—
合計	14名	201 （43）	175 （43）	—	25

（注）1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．上記取締役の支給人数・報酬等には、2021年６月25日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)２名を含めております。
3．報酬等の額には、2022年６月支給予定の役員賞与金43百万円[取締役(監査等委員である取締役を除く。)32百万円、監査等委員である取締役11百万円]を含めており、使用人兼務取締役の使用人分の給与等14百万円（うち使用人兼務取締役の使用人分の賞与３百万円）は含めておりません。
4．報酬等の欄の括弧内書には、役員賞与金を記載しております。

②　業績連動報酬等に関する事項

該当事項はございません。

③ 非金銭報酬等の内容

当行は、役員報酬と株価との連動性を強めることにより、株主のみなさまと株価変動のメリットとリスクを共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への意欲を高めるため、ストック・オプション制度を導入しております。制度の内容は次のとおりです。

項目	内容
割当対象者	取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)
株式の種類	当行普通株式
割当の時期	新株予約権の募集事項を定める取締役会(原則として毎年6月に開催)の決議に基づき、当該決議後、法定の期間を経て速やかに行う
割当金額の上限	年額100百万円
付与株式数	100株
割当個数の上限	300個　(30,000株)
公正価値の算定方式	ブラック・ショールズ・モデル
割当個数の算出方法	発行取締役会の前営業日における公正価値
権利行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額
権利行使期間	30年以内
権利行使開始日	退任日の翌日
権利行使期限	権利行使期間の最終日又は権利行使開始日から10年を経過する日のいずれか早い日

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年６月24日開催の第107期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、年額260百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額90百万円以内と決議いただいております。また、同株主総会において、この限度額とは別枠にて、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対するストック・オプションとして、新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることを決議いただいております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は13名、監査等委員である取締役の員数は６名(うち、社外取締役４名)であります。

⑤　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ　当該方法の決定の方法

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の額又はその算定方法に関する方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能、株主利益との連動性及び中期経営計画の達成状況等を踏まえた報酬体系とするため、報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して、2021年２月８日開催の取締役会において決議しております。

ロ　当該方針の内容の概要

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等は、役位に応じて業績連動報酬及び非金銭報酬等の割合が高くなるよう構成しております。

ハ　当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると、取締役会が判断した理由

取締役会で決定した当該事業年度に係る個人別の報酬等は、報酬委員会が当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行い作成した原案を、取締役会が当該方針に沿った対応が成されているかを判断し決議しております。

⑥　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はございません。

⑶　責任限定契約

当行は、取締役(監査等委員)が期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款第33条において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより取締役(監査等委員)全員と責任限定契約を締結しております。

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
加藤政宏 取締役（監査等委員）	当行は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
桂川明 社外取締役（監査等委員）	
林俊保 社外取締役（監査等委員）	
江本崇敏 社外取締役（監査等委員）	
長谷川康夫 社外取締役（監査等委員）	

(4) 補償契約

該当事項はございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役	被保険者が当行の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当行負担としております。

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
桂川明 取締役（監査等委員）	桂川明税理士事務所所長
林俊保 取締役（監査等委員）	該当事項はございません。
江本崇敏 取締役（監査等委員）	江本法律事務所所長
長谷川康夫 取締役（監査等委員）	該当事項はございません。

（注）１．桂川明氏は、桂川明税理士事務所の所長を兼職しておりますが、同事務所と当行との間に特段の関係はありません。
２．江本崇敏氏は、江本法律事務所の所長を兼職しておりますが、同事務所と当行との間に特段の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会・監査等委員会への出席状況	取締役会・監査等委員会における発言その他の活動状況
桂　川　　明 取　締　役 （監査等委員）	18年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回出席、監査等委員会17回のうち17回出席	現役の税理士として豊富な経験と幅広い見識に基づく経営の監督機能の発揮を期待されており、取締役会において、財務面のみならず経営全般に対して積極的な発言等を行っております。さらに、人事委員長として審議の充実及び権限の行使等に主導的な役割を果たすとともに、報酬委員として活発な審議に参画しております。
林　　俊　保 取　締　役 （監査等委員）	5年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回出席、監査等委員会17回のうち17回出席	株式会社松坂屋及びJ.フロントリテイリング株式会社において財務及び会計に関する業務に携わるなど経営の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識に基づく経営の監督機能の発揮を期待されており、取締役会において、当該視点から経営全般に対して積極的な発言等を行っております。さらに、報酬委員長として審議の充実及び権限の行使等に主導的な役割を果たすとともに、人事委員として活発な審議に参画しております。
江　本　崇　敏 取　締　役 （監査等委員）	3年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回出席、監査等委員会17回のうち17回出席	弁護士としての専門的な法務知識、豊富な経験及び幅広い見識に基づく経営の監督機能の発揮を期待されており、取締役会において、コンプライアンス態勢の強化をはじめ当該視点からの積極的な発言等を行っております。さらに、人事委員を務め、取締役等の指名について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
長谷川康夫 取　締　役 （監査等委員）	1年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回出席、監査等委員会17回のうち17回出席	名古屋市行政に携わってきたことや元丸八信用組合の理事長を歴任した豊富な経験と幅広い見識に基づく経営の監督機能の発揮を期待されており、取締役会において、企業統治をはじめ当該視点からの積極的な発言等を行っております。さらに、報酬委員を務め、取締役等の報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

（注）社外役員は、経営管理委員会など、組織横断的な各種委員会にも積極的に参加しております。
　　なお、任意の委員会である人事委員会と報酬委員会の委員長は、社外役員が務めております。

(3) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	26 （ 6 ）	該当事項はございません。

（注）1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．銀行からの報酬等の額には、2022年６月支給予定の社外役員４名に対する役員賞与金６百万円を含めております。
3．銀行からの報酬等の欄の括弧内書には、役員賞与金を記載しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はございません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　30,000千株
発行済株式の総数　10,943千株
（注）株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　8,968名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,032	9.59
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	446	4.15
愛知銀行従業員持株会	319	2.97
日本碍子株式会社	242	2.25
東邦瓦斯株式会社	237	2.20
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	224	2.08
日本生命保険相互会社	206	1.92
明治安田生命保険相互会社	205	1.91
住友生命保険相互会社	170	1.58
住友不動産株式会社	156	1.45

（注）1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．当行は、自己株式176,172株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を四捨五入して表示しております。
3．2021年3月期において、株式会社日本カストディ銀行は、信託口、信託口1、信託口2、信託口4、信託口5、信託口6、信託口7、信託口9、信託A口、信託B口、年金信託口、年金特金口、証券投資信託口を合算して報告しておりましたが、当事業年度から合算せず、株主名簿の記載どおりに報告しております。
4．2021年3月期において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、信託口、退職給付信託カノークス口を合算して報告しておりましたが、当事業年度から合算せず、株主名簿の記載どおりに報告しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はございません。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 福井　淳 山田昌紀	58	会計監査人の報酬額等の同意の理由（注）4

（注）1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．当行及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、61百万円であります。
3．当行と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
4．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容や職務遂行状況、報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(2) 責任限定契約

該当事項はございません。

(3) 補償契約

該当事項はございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査品質、独立性、総合的能力等の観点から、職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

7．特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

8．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

9．会計参与に関する事項

⑴　責任限定契約

該当事項はございません。

⑵　補償契約

該当事項はございません。

10．その他

該当事項はございません。

第113期末（2022年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	484,701
現金	25,412
預け金	459,289
コールローン	2,888
買入金銭債権	7,238
商品有価証券	49
商品国債	49
有価証券	994,364
国債	127,797
地方債	164,445
社債	286,645
株式	131,212
その他の証券	284,263
投資損失引当金	△0
貸出金	2,766,466
割引手形	14,346
手形貸付	39,454
証書貸付	2,502,007
当座貸越	210,657
外国為替	1,528
外国他店預け	1,141
取立外国為替	386
その他資産	14,120
前払費用	10
未収収益	1,706
金融派生商品	1,124
その他の資産	11,278
有形固定資産	33,870
建物	7,546
土地	22,695
リース資産	853
建設仮勘定	427
その他の有形固定資産	2,347
無形固定資産	719
ソフトウェア	596
ソフトウェア仮勘定	38
その他の無形固定資産	85
前払年金費用	5,585
支払承諾見返	5,928
貸倒引当金	△13,223
資産の部合計	4,304,237

科目	金額
（負債の部）	
預金	3,393,856
当座預金	228,840
普通預金	1,938,058
貯蓄預金	15,683
通知預金	14,033
定期預金	1,152,522
定期積金	11,388
その他の預金	33,329
譲渡性預金	4,100
コールマネー	131,119
債券貸借取引受入担保金	49,241
借用金	447,070
借入金	447,070
外国為替	1,433
売渡外国為替	1,248
未払外国為替	184
その他負債	22,132
未払法人税等	2,445
未払費用	759
前受収益	1,510
給付補填備金	0
金融派生商品	2,068
金融商品等受入担保金	470
リース債務	914
資産除去債務	166
その他の負債	13,797
賞与引当金	567
役員賞与引当金	32
役員退職慰労引当金	35
睡眠預金払戻損失引当金	155
偶発損失引当金	1,564
繰延税金負債	13,066
再評価に係る繰延税金負債	4,598
支払承諾	5,928
負債の部合計	4,074,903
（純資産の部）	
資本金	18,000
資本剰余金	13,834
資本準備金	13,834
利益剰余金	146,695
利益準備金	5,392
その他利益剰余金	141,302
買換資産圧縮積立金	434
別途積立金	129,280
繰越利益剰余金	11,587
自己株式	△979
株主資本合計	177,549
その他有価証券評価差額金	42,616
繰延ヘッジ損益	635
土地再評価差額金	8,272
評価・換算差額等合計	51,525
新株予約権	259
純資産の部合計	229,334
負債及び純資産の部合計	4,304,237

第113期（2021年４月１日から 2022年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**47,461**
資金運用収益	**32,289**	
貸出金利息	21,146	
有価証券利息配当金	10,637	
コールローン利息	0	
預け金利息	469	
その他の受入利息	35	
役務取引等収益	**8,906**	
受入為替手数料	2,149	
その他の役務収益	6,756	
その他業務収益	**539**	
外国為替売買益	77	
国債等債券売却益	460	
国債等債券償還益	1	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**5,726**	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	5,431	
その他の経常収益	294	
経常費用		**32,261**
資金調達費用	**381**	
預金利息	214	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息	△11	
債券貸借取引支払利息	7	
借用金利息	7	
金利スワップ支払利息	103	
その他の支払利息	52	
役務取引等費用	**2,916**	
支払為替手数料	329	
その他の役務費用	2,587	
その他業務費用	**1,061**	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	1,052	
国債等債券償却	8	
営業経費	**24,878**	
その他経常費用	**3,023**	
貸倒引当金繰入額	1,867	
投資損失引当金繰入額	0	
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	24	
偶発損失引当金繰入額	115	
株式等売却損	532	
株式等償却	67	
その他の経常費用	416	
経常利益		**15,199**
特別利益		**88**
固定資産処分益	88	
特別損失		**249**
固定資産処分損	62	
減損損失	186	
税引前当期純利益		**15,038**
法人税、住民税及び事業税		**4,492**
法人税等調整額		**△255**
法人税等合計		**4,237**
当期純利益		**10,801**

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

(1)　連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等　　５社

会社名　愛銀ビジネスサービス株式会社
　　愛銀リース株式会社
　　株式会社愛銀ディーシーカード
　　愛銀コンピュータサービス株式会社
　　愛知キャピタル株式会社

なお、愛知キャピタル株式会社は、当期設立により当連結会計年度から連結しております。

(2)　持分法の適用に関する事項

該当ございません。

(3)　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結されるすべての子会社及び子法人等の決算日は連結決算日と一致しております。

第113期末（2022年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	484,775	預金	3,389,658
コールローン及び買入手形	2,888	譲渡性預金	4,100
買入金銭債権	7,238	コールマネー及び売渡手形	131,119
商品有価証券	49	債券貸借取引受入担保金	49,241
有価証券	993,000	借用金	455,615
投資損失引当金	△0	外国為替	1,433
貸出金	2,759,402	その他負債	23,149
外国為替	1,528	賞与引当金	582
その他資産	37,397	役員賞与引当金	35
有形固定資産	34,191	退職給付に係る負債	535
建物	7,546	役員退職慰労引当金	44
土地	22,695	睡眠預金払戻損失引当金	155
リース資産	6	偶発損失引当金	1,564
建設仮勘定	427	繰延税金負債	13,475
その他の有形固定資産	3,515	再評価に係る繰延税金負債	4,598
無形固定資産	760	支払承諾	5,928
ソフトウェア	596	負債の部合計	4,081,237
ソフトウェア仮勘定	38	（純資産の部）	
リース資産	40	資本金	18,000
その他の無形固定資産	85	資本剰余金	13,883
退職給付に係る資産	7,453	利益剰余金	151,391
繰延税金資産	195	自己株式	△979
支払承諾見返	5,928	株主資本合計	182,295
貸倒引当金	△14,059	その他有価証券評価差額金	42,718
		繰延ヘッジ損益	635
		土地再評価差額金	8,272
		退職給付に係る調整累計額	925
		その他の包括利益累計額合計	52,552
		新株予約権	259
		非支配株主持分	4,405
		純資産の部合計	239,512
資産の部合計	4,320,749	負債及び純資産の部合計	4,320,749

第113期（2021年４月１日から 2022年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**56,112**
資金運用収益	**32,288**	
貸出金利息	21,128	
有価証券利息配当金	10,655	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	469	
その他の受入利息	35	
役務取引等収益	**17,575**	
その他業務収益	**547**	
その他経常収益	**5,700**	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	5,699	
経常費用		**40,577**
資金調達費用	**356**	
預金利息	214	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△11	
債券貸借取引支払利息	7	
借用金利息	30	
その他の支払利息	108	
役務取引等費用	**10,422**	
その他業務費用	**1,068**	
営業経費	**25,527**	
その他経常費用	**3,202**	
貸倒引当金繰入額	2,034	
投資損失引当金繰入額	0	
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	24	
偶発損失引当金繰入額	115	
その他の経常費用	1,028	
経常利益		**15,534**
特別利益		**88**
固定資産処分益	88	
特別損失		**248**
固定資産処分損	62	
減損損失	186	
税金等調整前当期純利益		**15,374**
法人税、住民税及び事業税		**4,584**
法人税等調整額		**△242**
法人税等合計		**4,342**
当期純利益		**11,031**
非支配株主に帰属する当期純利益		**86**
親会社株主に帰属する当期純利益		**10,945**

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月11日

株式会社愛知銀行
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　井　　淳　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　昌　紀　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社愛知銀行の2021年４月１日から2022年３月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年５月11日開催の取締役会において、会社と株式会社中京銀行との間で共同株式移転の方式により2022年10月３日をもって両行の完全親会社となる株式会社あいちフィナンシャルグループを設立することを決議し、同日、両行間で経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月11日

株式会社愛知銀行
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　井　　淳　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　昌　紀　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社愛知銀行の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社愛知銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年５月11日開催の取締役会において、会社と株式会社中京銀行との間で共同株式移転の方式により2022年10月３日をもって両行の完全親会社となる株式会社あいちフィナンシャルグループを設立することを決議し、同日、両行間で経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議と運用の状況の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月11日

株式会社愛知銀行　監査等委員会

常勤監査等委員　加　藤　政　宏　㊞
監査等委員　桂　川　　明　㊞
監査等委員　林　　俊　保　㊞
監査等委員　江　本　崇　敏　㊞
監査等委員　長　谷　川　康　夫　㊞

（注）監査等委員 桂川　明、林　俊保、江本崇敏及び長谷川康夫は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場のご案内

最寄り駅から会場までのアクセス

日　時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

会　場

株式会社 愛知銀行 本店8階ホール
名古屋市中区栄三丁目14番12号
TEL. 052-251-3211（代表）

愛知銀行 本店
※写真は大津通側から見たものです

最寄りの駅

地下鉄 東山線　栄駅（サカエチカS7a出口）
　　名城線　矢場町駅（6番出口）

※ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。また、議事資料として本第113期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

あい、ふれあい、きずきあい
愛知銀行

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK